

第五編  
行政



# 第一章 行 政

## 第一節 地方行政の概況

わが国地方自治制の発展における背景をなす政治条件において、明治旧制はプロシアの制度を受けたものに対し、現行制度には米国の制度が強く影響されたものといえる。

地方自治制の始まりは明治元年の大政奉還、さらに明治四年の廃藩置県によって封建制度下の地方分権政治が撤廃されて、中央集権の基礎ができ、また地方行政区画は府県を単位に統一された。

この府県の下に区が設けられ、地方行政は中央集権的制度があったのである。

その後、明治十一年に「郡区町村編成法」「府県会規則」及び「地方税規則」が、また十三年の「区町村会法」により、区及び町村を自治団体とし、府県にもある程度の自治体性格を認めたのである。しかし北海道では明治十二年に郡区町村編成法のみが施行され、区には区長、町には町長、村には戸長を置くことになった。

明治十六年秋から政府を中心に地方制度の改革準備が進められて同十八年六月町村制草案として戸長官選制をとり、町村会の議決後郡長に報告し一五日を経て施行し得るなどの内容をもって山県内務

卿に提出された。また府県草案は府県は自治体としての性格を認め知事県令が執行機関となる。府県会の議決権事項は限られた範囲があり、議員の被選挙資格は明治十一年公布の府県会規則よりも厳しくなった。

しかし北海道ではさきの郡区町村編成法によって協議体性格が認められ、その議会や行財政の運営について各地方の便宜に従い行うものとされた。すなわち区町村代議機関としては明治十七年五月七日、太政官布告第一四号区町村会法により設けられた区会があり、町村には明治十年六月五日、開拓使布達乙第一九号総代人選挙法、総代人心得書によって設けられた町村総代人がいて、町村費の予算及び支出を議決したのである。

明治二十一年四月二十五日法律第一号をもって、本州に市制及び町村制が公布されたが、この施行に当たって北海道は除外されている。その後、道民の経済負担力が年々増加してきて、いよいよその施行の必要性が認められた。

明治三十年ついに勅命をもって区制、一級町村制・二級町村制の施行をみるに至った。

二級町村制の内容については財政力等において一級町村制を施行するまでに至らないが、住民の権利義務は一級町村と同じである。ただし公民制は設けられていない。町村長、収入役の各一名で、町村長は北海道庁長官が任免して任期は四年である。さらに支庁長任命の書記が置かれた。これらの職員の給与は北海道地方費から支出され、町村長が任免する職員は町村費による。

議決機関は戸長時代の総代人制度と変わって町村会が置かれ、議員の任期は二年、定数は人口に応じて四人から二人に定められる。選挙資格は公権を有する独立の男子で当該町村に一年以上居住し、地租年額一〇銭以上納める者、直接国税、北海道水産税及び両税の合計が年額五〇銭以上納める者、耕地一町歩（二ヘクタール）又は宅地一〇〇坪（約三百三十平方メートル）以上所有する者、総納税人の町村税年平均額以上の町村税を納める者となっていた。このため選挙人の数はどこも少なかった。

一級町村制の内容についてはだいたい本州の町村制に似た制度である。町村公民は帝国臣民で公権を有する独立の男子で、三年以上その町村住民であり、町村内で地租年額四〇銭以上を納め、又は直接国税、北海道水産税若しくは両税を合せて年額二円以上を納めるか耕地宅地三町歩以上を所有する者に限るとされた。

一級町村の施行地は道庁において調査し、内務省に申請され大臣の許可による指定であった。町村長と助役は町村会で選挙し、道庁長官の認可を受けるもので、その町村公民でなくてもよかった。

収入役は町村長の推選で町村会が選び、道庁長官の認可を必要としたが、書記以下では町村会がその定数を決め、町村長が任免した。町村会は町村長が招集し、議長には町村長がなり、議員の選挙は等級選挙制で選挙人とその納税額の多少に応じて二つの級に分け、各級別に定数の二分の一を選挙したものであった。

明治三十二年に札幌・函館・小樽に区制が実施され、翌三十三年七月に岩見沢村ほか一五町村に一級町村制が施行されたのである。

同三十五年四月に二級町村制が砂川・新十津川など六一町村に施行の運びとなったが、この制度には現役屯田兵村を除くことになっており、土地所有権の確認できない兵村においても実施されなかった。

その後、各地の発展により一、二級町村が増して大正元年には区が三、一級町村四一、二級町村一六四に達し、大正十一年には札幌ほか五区に市制が施かれ、大正十二年には戸長役場がなくなった。

大正十五年、町村会議員選挙は普通選挙制を採用し、自治の拡張と充実を図る方向に向かった。しかし戦争が起こり、しだいに自治の制限が加わって、市町村長、監督官庁の権限強化があり、太平洋戦争になると一層地方自治権は縮小されたのである。

昭和十八年六月一日地方制度の改正があり、道会法も本州の府県制と同一となった。また市町村においても一般市町村制が実施された。しかし旧来の二級町村は指定町村として内務大臣の指定する特別町村とし、従来の運営形体が認められた。この改正は国の委譲事務を増し自治体を把握して戦時行政を前進させようとするものである。

当時の本道内自治体は市制一〇、一般町村制一三二、指定町村制一三二で一市町平均面積は約三百二十平方キロメートルであった。

終戦となり昭和二十一年九月新憲法草案の趣旨に添い、市制・町村制の改定となった。その主な内容は、住民の参政権拡張、直接民主制度とリコール制等、議会の権限拡充、首長の直接公選制、選挙管理委員会、監査委員の設置、国の権限縮小などである。

昭和二十二年四月に第二次改正があり地方自治法が公布され、同年五月三日日本国憲法施行となり地方自治制度が強く推進されるようになった。

## 第二節 空知郡空知太

北海道の内陸部を開発するには札幌から上川に通ずる新道の開きが先決であった。樺戸集治監の囚徒を使役してこの開きを行うことが決定して、明治十九年五月に着手したが当時滝川の地域は空知太と称し、空知郡市来知（三笠）から上川郡忠別太（旭川）までの二二里一四町を開きとする拠点地となつたのである。

この道路開きくは幅員六尺（約一・八メートル）の仮道であつたが、工事は空知太から北と南に進むことになり、空知川右岸に囚人の手によつて事務所が建てられた。道路工事に先だち測量を道庁属高畑利宜が受持ち、その後に見守の中で囚徒の重労働が続けられて、同年八月に竣工をみたのである。測量に当たつた高畑は翌二十一年五月仮道路の改修にもたずさわり、二十二年四月は、ぼ工事の終るころに事務所を駅通とする許可を得て駅通取扱人となり定住することになった。

一方道路の開きくに当たつて物資の供給に陸路・水路を利用したが、空知川を渡す渡船の必要性があり三浦米蔵がその業の許可をとる、明治十九年六月以来、空知川左岸に小屋を建て、人の往来や荷の渡しを受持ち、代人村上正治（砂川市史には三浦長松）を常置させて

その業に当たらせた。

三浦はその後旅館を経営することになるが、忠別太までの上川道路の開きくがこの地方の開発の夜明けである。

空知川の集治監派出所に対して月形から舟で石狩川を遡り、現在の有明町石狩川沿岸に波止場ができ荷揚げを行うことになり、明治二十一年四月集治監新波止場出張所が置かれ上田文助が来住した。

二十二年空知太に屯田兵の移住計画があり、給与地の測量や道路開きくの囚徒輸送などの人の往来が繁しく、月形などから舟で石狩川を利用して新波止場に発着したのであるが、これは石狩川汽船会社が受持ち支配人江藤恭太郎が来住した。

明治二十二年はさらに空知太市街地の開発計画が道庁から発表され、同年九月には新設市街地貸下げの手續が行われたことにより空知太への来住者が増え、来ないまでも希望申請者は予定区画を上回り、二〇倍に達する約四万弱もあつたことから、抽せんによつて貸下地を決定したといわれる。

これはこの年に十津川移住民二、六九一人の来住があつたが、この空知太が開発され、将来一大都市として発展することを見込んだもので、当面来住する意志のない者も希望して申請を行ったのであつた。しかし、十津川移住民の来住に合せて屯田番外地（現在の市地区）の空知川付近で道路沿いには、商業を営むために定住するものがぞくぞくと来住し、二十二年末には一〇〇人を超えるまでになつた。

さらに翌年入植される屯田兵四四〇戸に物資の供給をするため、

官の依頼を受けていた<sup>㊦</sup>今井百貨店の前身である今井藤七出張店が  
 十津川移住民の来住があったことから、早くも二十二年十一月末に

は店舗を出す準備が行われるなど商業の動きも活発になってきた。

明治二十二年十一月改 寄留届営業願人名綴

△高畑利宜遺記録▽

氏名	生年月日	本籍	職業	寄留先	届日	届先
第一号 伊津 伝兵衛	弘化三年二月	青森県陸奥国南津軽郡黒石町	商	空知太高畑利宜方	明治 二二・一一・二〇	空知・夕張郡長 渡辺 惟精
第二号 鈴木 木々平	当二十五歳	新潟県南蒲原郡三条町字一ノ町三五	商	札幌区南一条西一丁目 今井藤七出張店代理	〃 〃・〃・三〇	同
第三号 星野 藤平太	当五十歳	同県同郡同町一六〇番戸	商	同	〃 〃・一二・一六	同
第四号 兼本 延藏	三十六歳	石狩国札幌郡山口村無番地	商	同	〃 〃・〃・〃	同
第五号 長谷川 孫吉	満二十六歳一ヶ月	新潟県南蒲原郡見付町六二八	荒物小売	後番外地七三号へ寄留	〃 〃・〃・〃	同
第六号 丸谷 武松	三十四歳	大阪府下堺区戎之町町大通	荒物小売	同	〃 〃・〃・〃	同
第七号 照井勘右衛門	天保十年四月	岩手県西和賀湯田村字川尻七番地	荒物小売	同	〃 〃・〃・〃	同
第八号 鈴木元右衛門	当五十八歳	札幌区南四条東三丁目二一	荒物小売	同	〃 〃・〃・〃	同
第九号 大木 新兵衛	安政三年三月二十八日生	福島県磐城郡水品村字山崎	荒物小売	同	〃 〃・〃・〃	同
第一〇号 福田 かね	嘉永五年二月十五日生	秋田県秋田郡下米町一丁目十六	荒物小売	同	〃 〃・〃・〃	同
第一一号 田野 政吉	二十五歳	新潟県西蒲原郡小津新村三五	荒物小売	同	〃 〃・〃・〃	同
第一二号 佐藤 孝太郎	三十歳	山形県西田川郡鶴ヶ岡二百人町七	荒物小売	同	〃 〃・〃・〃	同
第一三号 三上 要之助	二十九歳	青森県下中津軽郡鳥井野村二七	荒物小売	同	〃 〃・〃・〃	同
第一四号 金子 義正	二十八歳	秋田県南福田郡下宿町四五	荒物小売	同	〃 〃・〃・〃	同
第一五号 桜井 菊松	二十二歳	札幌郡厚来村十四番地	荒物小売	同	〃 〃・〃・〃	同
第一六号 永井 熊太郎	三十二歳	茨城県那珂郡柳川村二六一	荒物小売	同	〃 〃・〃・〃	同
第一七号 浜田 磯吉						
第一八号 藤井 磯平						
第一九号 森山 門吉郎	三十一歳	札幌区南一条西七丁目一八番地				
第二〇号 野坂 善太夫	六十歳	札幌区南二条西六丁目二番地				
第二一号 粟津 源治郎	三十一歳	福井県足羽郡西藤島村字深谷	飲食店	妻きく、長男健三、次男秀雄		
第二二号 藤林 岩吉	四十歳	札幌区南二条西四丁目十七番地	飲食店	妻福二十二歳、長男善四郎		
第二三号 金沢 要藏	二十五歳	青森県東津軽郡八福村百四〇	飲食店	三十三歳		
第二四号 北沢 千代	明治二年六月生	渡島国亀田郡峠ノ下村十三	飲食店			
第二五号 小俣 シゲ	明治七年三月生	札幌区南三条西二丁目五	飲食店	粟津源治郎方		
第二六号 森 ツヤ	明治七年一月生	札幌区南六条西六丁目三 月形村字柳橋通一	飲食店	粟津源治郎方		

第二七号	貫洞 タカ	岩手県東閉伊郡山田村四八					
第二八号	山中 善四郎	札幌郡月寒村番外地					
第二九号	蜂谷 佐治平	札幌郡生振村七番地					
第三〇号	石黒 勘助						
第三一号	安藤 善四郎						
第三二号	大塚山 三郎	福井県今立郡宮谷村三十五番地					
第三三号	吉田 金五郎	日高国三石郡娣布村番外地					
第三四号	西村 正頼	石川県金沢市長町河岸八番地					
第三五号	伏見伊右衛門	札幌区西三條東二丁目十二					
第三六号	大滝 善次郎	札幌区西三條東二丁目十二					
第三七号	柴田 ツル	青森県南津軽郡蔵館村					
第三八号	石川 硝吉	札幌区南四條東二丁目九					
第三九号	泉田 五郎次	新潟県新潟区西堀前通十三					
第四〇号	前田 庄七	鳥取県気多郡小鷺川村鷺津三五					
第四一号	鹿内 由松	青森県東津軽郡荒川村七三					
第四二号	功力 彦吉	長野県諏訪郡堺村一六五					
第四三号	小松 貞三	秋田県平鹿郡田根森村番外地					
第四四号	小藤田菊吉						

この人名綴は第三美英舎高畑利宜方へ寄留として届出たものの記録であり、高畑以外への寄留もある。この遺記録中に「空知太諸営業者人名」として「加藤和助、栗津源四郎（源治郎と同人と思われる）、高畑利宜、大木新平、佐々木スエ、酒井甚平、遠藤イチ、佐藤八十八、中村長吉、メ九人」とあり、寄留人名に記していない者の方が多い。

屯田兵移住時点での調査と思われるが、戸長役場に提出した写に

家族及び雇人員調

- 一、家族 式人 男老入 女老入
- 一、雇人 式拾人 男拾七人 女三人

第一章 行政

同	妻とき(四〇)二女志か(一七) 三男亀吉(一三) 四女はつ(五) 妻まをを(三十三) 長男金兵衛 滝川村屯田兵番外地第四一号 番外地差配人 妻ナカ(二七) 長男庄次郎(七) 次男庄吉(二)	二四・三・一六	戸長 佐々木篤敬
農夫	妻ツル(三九) 二女リン(二〇) 妻タケ長男富蔵	二三・七・二三	同
農夫	高畑雇女 妻ツネ(二七) 四男由次郎(二) 妻ミテ 長男寅次	二四・三・二	同
湯屋業	高畑 馬夫 妻かの(天保四・七・五生)	二四・三・二	同
	(在村者)	八・二一	同

計式拾式人

右之通御座候也

明治廿三年七月八日

滝川村戸長役場御中

滝川村字空知太 高畑利宜

とある。従来の戸口記録によると二十二年の一般戸数は一八戸であるが、二十三年には一二〇戸(注 屯田移住者のみを除いた戸数)となっているのをみても、来住者の増加度がわかるのである。

戸長役場が置かれるまでは空知郡空知太の地であり、戸籍事務や営業願、諸届は市来知の空知・夕張郡役所で取扱ったのである。

### 第三節 行政区域の変遷

#### 1 国郡の設置と行政

蝦夷地を北海道と命名したのが明治二年八月十五日のことであるが、同時に道内を一一カ国に分割し、さらに八六郡に分けた(参照北海道抄史の項)。

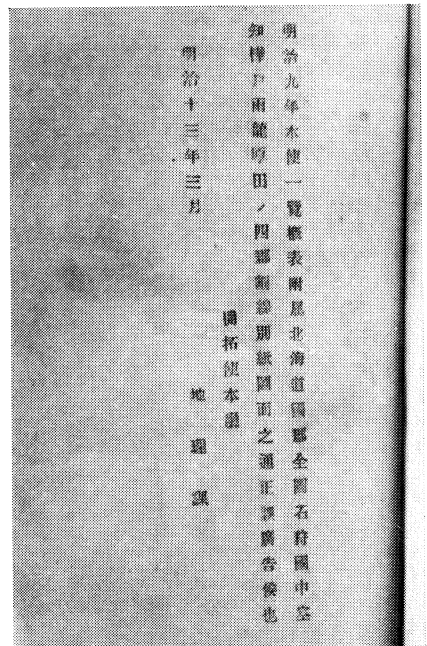
滝川の地はそれ以前からアイヌが「ソラチ川」の所を表す地名をつけており、和人の探険家はそれを受けて「ソラチブト」とよび位置づけていたのであるが、国郡の設置によって石狩国空知郡に属することになった。

しかし、そのころの石狩国はほとんど未開の地で、石狩・浜益の海岸地区に和人が定着した程度であり、内陸部は未知の状態であったのである。同年十一月札幌に開拓治所を置くことが決まって、やっと内陸部に目を向け始めた。

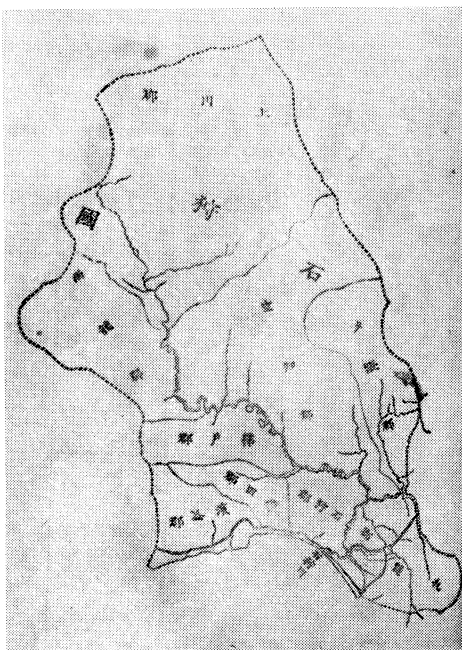
明治五年九月、開拓使は本支庁の管轄区域を定め、札幌本庁が石狩国の全部と後志国のうち九郡、胆振国のうち七郡を直轄した。

同十二年七月、郡区編成法によって郡、区役所を置くことになり、同十三年三月、石狩国には札幌区役所と石狩ほか七郡役所が札幌に置かれた。同十七年四月、札幌区役所が郡役所と変更され、夕張・上川・樺戸・雨竜・空知の各郡が札幌郡役所の管轄に入った。

明治二十二年一月、郡役所の管轄区域変更により石狩郡役所は札幌



石狩国郡境の文書



石狩国郡域

幌郡役所と併合されたが、空知地区に郡役所の設置があった。

明治二十二年一月廿九日 道布令第九号

札幌・夕張・空知・樺戸・雨竜・上川郡役所ノ管轄ヲ分チ空知・夕張郡役所及  
樺戸・雨竜・上川郡役所ヲ置キ釧路・広尾・当緑・十勝・中川・河西・河東・

上川・白糠・阿寒・足寄・川上郡役所ノ管轄ヲ分チ川上郡役所ヲ置ク其位置左ノ如シ

空知・夕張郡役所

空知郡市来知村

樺戸・雨竜・上川郡役所

樺戸郡月形村

川上郡役所

川上郡熊牛村

同二十四年三月再び空知管内は札幌郡役所に併合され、二十九年六月に至って再び空知・夕張・樺戸・雨竜・上川の五郡を空知郡役所に移した。

明治三十年四月上川郡を上川郡役所に移し、同年十月郡役所の廃止が行われ、変わって同年十一月一日支庁を設置することになったのである。

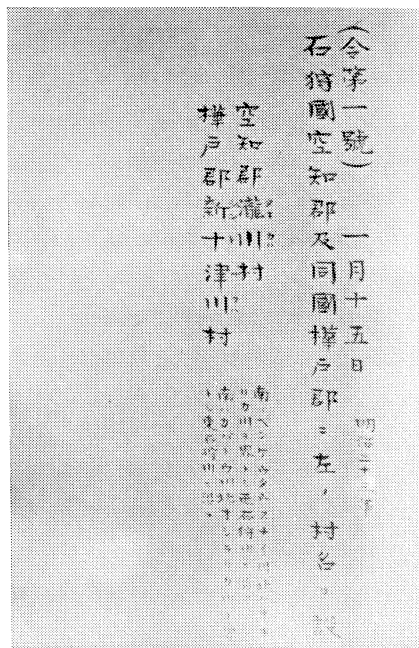
当初一九支庁が置かれ後に一四支庁となって現在に至るが、空知支庁は当初から管轄区域の変更もなく空知・夕張・雨竜・樺戸の四郡を区域としている。

## 2 滝川村の誕生と関連区域の変遷

ソラチブトの地名は「空知太」と書き使われていた。これは明治二年八月の郡名に「空知」及び「虚渚」のうち『空知』を優位に採り上申しているものが使われたのである。したがって明治二十二年に屯田兵村兵屋を建築する関係書類や同年暮の十津川移住民来住時は空知太とよばれていた。

それを「滝川」と改名提唱したのはだれであるかの確ではないが、屯田歩兵第五大隊の日記に「明治二十二年十二月三十日第五大

隊第一中隊を滝川村に設置せらる……」とあり、森秀太郎懐旧録（十津川移住民）には「屯田兵入隊式後、空知太ヲ改メテ村名ヲ設ケ滝川村ト称ス。」とあり、同年十二月三十日に五丁目の中隊本部で入隊式を行っているところをみると、中隊本部が滝川の命名を行ったものと考えられる。



滝川村名告示文  
〈北海道庁行政資料室蔵〉

### 滝川村及び新十津川村の設置

明治二十三年一月十五日 北海道庁令第一号

石狩国空知郡及同国樺戸郡ニ左ノ村名ヲ設ク

空知郡滝川村

南ハベンケウタウスナイ川、北ハオキリカ川ヲ界トシ

西石狩川ニ沿フ

樺戸郡新十津川村

南ハカバトウ川、北オシラリカ川ヲ界トシ

東石狩川ニ沿フ

滝川村と新十津川村とは同日付で村が設置された。滝川村の南界は現在砂川市街の北部にある通称弁慶橋のかかっている川のこと

で、近くを国鉄歌志内線が走っているがこの川の北側から滝川村と定められた。北の界は現在深川市音江に近いオキリカ川を北限とした。

南北と西側については明確に境界を表しているが、東部地区については空知郡郡界までとなり、現在の富良野地区まで含まれるものであった。

#### 滝川村戸長役場の設置

明治二十三年一月二十八日 庁令第二号

空知郡滝川村戸長役場及樺戸郡新十津川村戸長役場ヲ置ク

初代戸長は明治二十三年四月一日、新十津川村戸長の更谷喜延まろたよしの喜が滝川村戸長兼任で発令された。

明治二十三年における道内郡役所・戸長役場数等は次のとおり、

#### 郡役所・戸長役場

明治二十三年末現在郡役所は二十二にして区役所二、郡役所二十あり前年の数に異ならず、其吏員は総て一五三人内区長二人、郡長一三人、書記一三七人、判任官見習一人及び戸長役場の数は一〇〇にして本年新に戸長役場を置くもの三、石狩国空知郡滝川村、同国樺戸郡新十津川村、釧路国厚岸郡太田村とす、年末現在一〇〇あり之を前年の数に比して三を増す戸長は九三人なり。

△明治二十三年北海道庁事業功程報告 本庁第一部功程▽  
とある。

#### 奈江村の設置

明治二十三年八月七日 庁令第四六号

石狩国空知郡及同国夕張郡へ左ノ村名ヲ設ク

空知郡奈江村

南ハナイエ川、西ハ石狩川、北ハ滝川村ノ一部ヲ裂キ空知川ヲ界トス

夕張郡登川村

北ハボンアノロ川、西ハ夕張川、南ハペンケタラック川ヲ界トス  
滝川村の南隣りに奈江村が設置され、この境界がペンケウタウスナイ川から空知川に変更された。

#### 奈江村を滝川村戸長役場が管轄

明治二十三年八月十六日 庁令第四八号

空知郡奈江村ヲ空知郡滝川村戸長役場ノ管轄トス

と示めされ、奈江村が独立して行政事務を行きうまでに至らないので滝川村戸長役場の管轄するところとなった。このため戸長役場の名称を滝川村外一カ村戸長役場としたのである。

#### 滝川村の境界変更

明治二十五年一月十二日 令第一号

空知郡滝川村境界左ノ通更正ス

空知郡滝川村

南ハ空知川、北ハナイエ川、西ハ石狩川ヲ界トス

と北の境界がオキリカ川から「ナイエ川」に変更された。この地域には駅通もできており、マッチ軸木工場もあるなどで戸長役場管轄区域とする必要があった。さきに奈江村の設置により南界の面積減少分が北部に補足した程度の面積移動となった。ナイエ川は現在旭川市と深川市の境界である。

#### 奈江村戸長役場の設置

明治二十八年六月十五日 庁令第七十四号

石狩国空知郡滝川村外一ヶ村戸長役場所轄ノ内 奈江村ヲ割キ同村ニ戸長役場

ヲ設置ス

右戸長役場ハ本年六月二十日ヨリ開庁ス

奈江村が置かれて五年間滝川村の管轄区域となっていたが、ここ

で名実ともに分離することになった。奈江村は明治三十六年八月に砂川村と改称することになる。

### 歌志内村・富良野村の設置

明治三十年七月一日 庁令第一四二号

石狩国空知郡ニ歌志内村、富良野村、同国上川郡ニ愛別村ヲ置ク其ノ区域左ノ如シ 但シ区域図ハ所轄戸長役場ニ備ヘ置ク

#### 空知郡歌志内村区域

西ハ「ボンクラ」川ヲ以テ滝川村ニ界ス「ナエビラ」川ヨリ「ナエ」川ヲ遡リ山脈ニ拠リテ南シ「パンケハウボコオマブ」川ノ落合ヲ指シ「パンケオタシナイ」川ヲ遡リ奈江村ニ界シ 更ニ「アシユベツ」岳山脈ヲ以テ沼貝、幾春別村ニ界ス

東ハ石狩国上川郡界ヨリ発スル「ナエ」川ヲ下リ 空知川ニ落合ヒ 同川ヲ遡リテ「モシリケシユオマナイ」川ヲ遡リ富良野村ニ界ス 北ハ石狩国上川郡界トス

#### 空知郡富良野村区域

南ハ胆振・日高両国ニ界ス 北ハ石狩国上川郡ニ界ス 東ハ十勝国ニ界ス 西ハ石狩国上川郡界ヨリ発スル「ナエ」川ヲ下リ 空知川ニ落合 同川ヲ遡リ「モシリケシユオマナイ」川ヲ遡リ歌志内村及夕張郡ニ界ス

これによつて滝川村の東界が定まった。

明治三十二年五月十日 庁令第一一五号

石狩国空知郡歌志内村外一箇村戸長役場所轄ヲ割キ 富良野戸長役場ヲ置ク

### 音江村の分村

明治三十二年五月二十七日 庁令第一四二号

石狩国空知郡滝川村ヲ割キ音江村ヲ置ク

#### 空知郡音江村

東ハ「ナイタユベ」川ヲ界トス 西ハ「ユーベオツ」川ヲ遡リ十五丁目ニ至リ 風防林ニ沿フテ再ビ「ユーベオツ」川ニ出テ 同川ヲ遡リ以テ滝川村ニ界ス 南ハ「ボンクラ」川ヲ遡リ「イルムケツ」山ヲ経テ「ナイタユベ」川水源分 水嶺ヲ以テ歌志内村ニ界ス 北ハ石狩川ヲ界トス

音江村が分村したのは上川鉄道が開通した翌年に当たる。なお、

深川市史には「初めの職員は戸長以下五人だった」と記してある。

### 芦別村の設置

明治三十三年六月一日 庁令第一九一号

石狩国空知郡歌志内村ヲ割キ芦別村ヲ置ク

#### 芦別村

東ハ富良野及上川郡ニ界ス 西ハ奈江村沼貝村幾春別村ニ界ス 南ハ夕張郡ニ界ス 北ハ空知川左岸「オオシユブオムナイ」川ヲ遡リ歌志内村 音江村及上川郡ニ界ス

### 砂川村に改称

奈江村ヲ砂川村ト改称ス

明治三十六年八月二十三日 庁令第五六三号

石狩国空知郡奈江村ヲ自今砂川村ト改称ス

### 江部乙村の設置

明治四十二年二月五日 道公報第一九六号

明治四十二年六月五日 北海道庁告示第一〇一号

明治四十二年四月一日施行

石狩国空知郡滝川村ノ内字江部乙ヲ分割シテ 江部乙村ヲ置キ 明治四十二年四月一日ヨリ施行ス 其滝川村ト江部乙村トノ境界左ノ如シ 但シ図面ハ関係 両村役場ニ備ヘ置ク

「チパンウンシ」川ヲ遡リテ 元風防林北境ニ拠リ「ポンチパンウンシ」川 ト「チパンウンシ」川トノ分水嶺ヲ越テ更ニ「ユーベオツ」川ト「ボンクラ」川トノ分水嶺ヲ上リ音江村界ニ至ル

ここにいう「チパンウンシ川」は現在の「熊穴川」であり、「ポンチパンウンシ川」は「ラウネナイ川」のことである。

### 音江村稲田の一部を江部乙村に編入

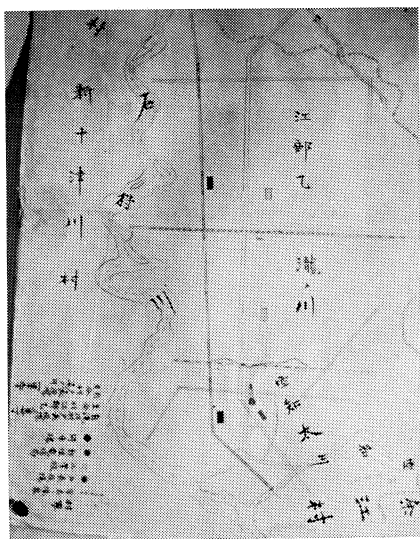
北海道告示第五百九号

空知郡江部乙村ト音江村トノ境界ヲ左ノ通変更シ大正三年九月一日ヨリ施行ス 大正三年八月十六日 北海道庁長官 西久保 弘道

石狩川ト「シユマオマナイ」川トノ落合ヨリ「シユマオマナイ」川ヲ廻リ芦別  
村界分水嶺ニ至ル

江部乙屯田の共有財産の所在地が音江村設置とともに行政区域外  
にあり、管理運営に不便であり行政上で問題となっていた。

音江村分村の明治三十二年から長い間くすぶっていたものである  
が、時の空知支庁長稲見貞蔵の斡旋で解決したといわれる。



江部乙分村図

### 赤平村の設置

大正十一年三月二十六日 北海道庁告示第二二二号

空知郡歌志内村ヲ分割シ 二級町村トシテ赤平村ヲ置キ 大正十一年四月一日  
ヨリ施行ス 其ノ境界左ノ如シ

但シ区域外ハ関係村役場ニ備置ク

空知川支流ナエ川ヲ廻リ神威嶽ノ山頂中央ヲ経 分水嶺ニ沿フテ東南ニ進ミロ  
クシ山山頂中央ヲ経 分水嶺ニ沿フテ村界ニ至ル

### 屯田兵部落の廃止

大正十三年九月七日 北海道庁令第一二五号

空知郡滝川町南滝川屯田兵部落ヲ廃止スル

明治三十九年十一月に屯田兵土地給与規則が廃止され、翌十二月  
道内の各兵村は屯田兵部落として告示されていたものである。

### 新十津川村の一部を編入

昭和二十三年六月三十日 道公報四六二五号

昭和二十三年六月三十日 北海道告示第四八五号

地方自治法第七条の規定により、空知郡滝川町と樺戸郡新十津川村との境界の  
一部を次のように変更し、昭和二十三年七月一日よりこれを施行する。

尾白利加川と石狩川の合流点を基点とし、切替工施行後の石狩川を南進し  
て 樺戸郡新十津川村上徳富北海道殖民地画五号線を東方に延長した線との交  
又点に達する。

石狩川の短絡代替工事の結果、新十津川村字上徳富（注 現在大和  
地区）の一部通称「池の前」「たこの首」と称するところが、石狩  
川で分離され生活圏は滝川町に移り、行政区域を変更することが住  
民の幸福と両町村で交渉し友好的な解決をみたのである。

新十津川村字上徳富の一部、戸数三九戸、人口二四二名を当町へ編入、六月三  
十日道議会通過、同日道告示第四八五号告示、事務引継ぎも完了した。

△昭和二十三年滝川町事務報告▽

### 滝川町と江部乙町との境界改正

昭和二十八年三月七日 北海道公報第六三四号

昭和二十八年三月七日 北海道告示第三四四号

地方自治法第七条の規定により、昭和二十八年四月一日から、空知郡滝川町  
と同郡江部乙町との境界の一部を次のように変更する。

空知郡滝川町と同郡江部乙町との境界線上にある、空知郡滝川町字北滝の川  
（以下これと同字の場合北滝の川とする）二千二百八十五番地の西北隅の地点  
を起点とし、この地点から字北滝の川二千二百九十五番地の東南隅から、同番  
地の東側線を三十間北進した地点に見通して直進し、この地点から、同二千三  
百九十五番地および江部乙町字江部乙（以下これと同字の場合江部乙とする）  
四千六百六十七番地の東側線を通って同番地の北東隅に至り、この地点から江部

乙町道東九丁目線を直進して、字江部乙四千七百七十五番地の北東隅に至り、この地点から字江部乙四千二百十四番地の南西隅に見通して直進し、更にこの地点から滝川町字東滝川（以下これと同字の場合字東滝川とする）八百三十五番地の東南隅に見通して直進し、さらにこの地点からは、字東滝川八百二十三番地の北東隅に直進し、さらに字東滝川七百四十八番地の南側及び東側の側線を辿って空知郡滝川町と同郡江部乙町との境界線に達する。

### 砂川町の一部を編入

昭和三十二年三月二十五日 北海道告示第三五三号  
地方自治法第七条第一項の規定により昭和三十二年四月一日から空知郡砂川町と滝川町の境界の一部を次のように変更する

昭和三十二年三月二十九日

北海道知事 田 中 敏 文

空知郡砂川町から滝川町に編入する区域

空知郡砂川町と滝川町との境界線と砂川町字空知太二八九番地の南側地番界線を直線に東に延長した線との交叉点を起点とし、この地点から同延長線並びに同字二百八十九番地、二百九十番地、二百九十四番地の一及び二百九十四番地のこの南西側線をたどって西北進して、同字二百九十五番地の南東隅に至り、この地点から、同字二百九十五番地の南側地番界線を直線に北西に延長して砂川町と滝川町との境界線に達する線の北東の地域一円

空知川の流れば河口付近の平地では特に蛇行し、現在滝川公園となっている地域は砂川市区域となっているが、かつて公園沼は空知川で滝川と砂川の境界であったと同様に、中島町の北側に空知川本流があった。その後流れが変わり砂川町字空知太の一部で一三町歩余を滝川町に編入することが両町で交渉妥決され、小谷義晴、竹村為一、岸正直の三戸が滝川町の住人となったのである。

この区域はそれ以前から滝川町へ編入を希望していたものである。

『昭和九年、土地の課税は砂川町、その他は一切滝川町という取り決めが成立し、昭和三十年に及んだが』と八砂川市史▽にあるが、町議会決算特別委員会で課税権が問題となり、滝川町は徴収済みの税金を還付し、砂川町が賦課徴収することになった。

滝川町民と想っていた住民は驚いて両町へ行政区域の変更を陳情した。昭和三十二年二月二十八日に至って森砂川町長は『住民の幸福を考慮し、北光公園地区の解決と同時にではないが、この地区を滝川町に編入したい。空知川を隔てた地点に砂川町の十分な施策は及び得ず、治水事業の結果も、この地域に変更をもたらすことは考えられない』と議会提案し可決されたものである。

### 変更区域の概要

戸数	三戸	人口	二四人
面積	〇・一六平方キロメートル	川成	一〇反九〇三
畑	一一七反九一八	宅地	六二〇坪
その他	三八反七一五		

### 富平・空知太の分離編入問題

このように中島町が滝川の区域に編入したが、戦後間もなくの昭和二十二年九月二十五日に富平地区と空知太地区の両部落が砂川町から分離して、滝川町に編入させてほしいという陳情がなされている。

### 陳情書

富平、空知太両部落は、開村以来砂川町に所屬しているが、住民は当初から経済・通信・交通・医療その他生活交渉を滝川町に求めてきた。しかし、昭和十二年支那事変の勃発によって統制経済に移行し、砂川市街から物資を供給されることになったが、住民はこの間非常な不便を痛感した。

現下、日本再建のため農民に課せられた食糧増産を達成するために、是非行

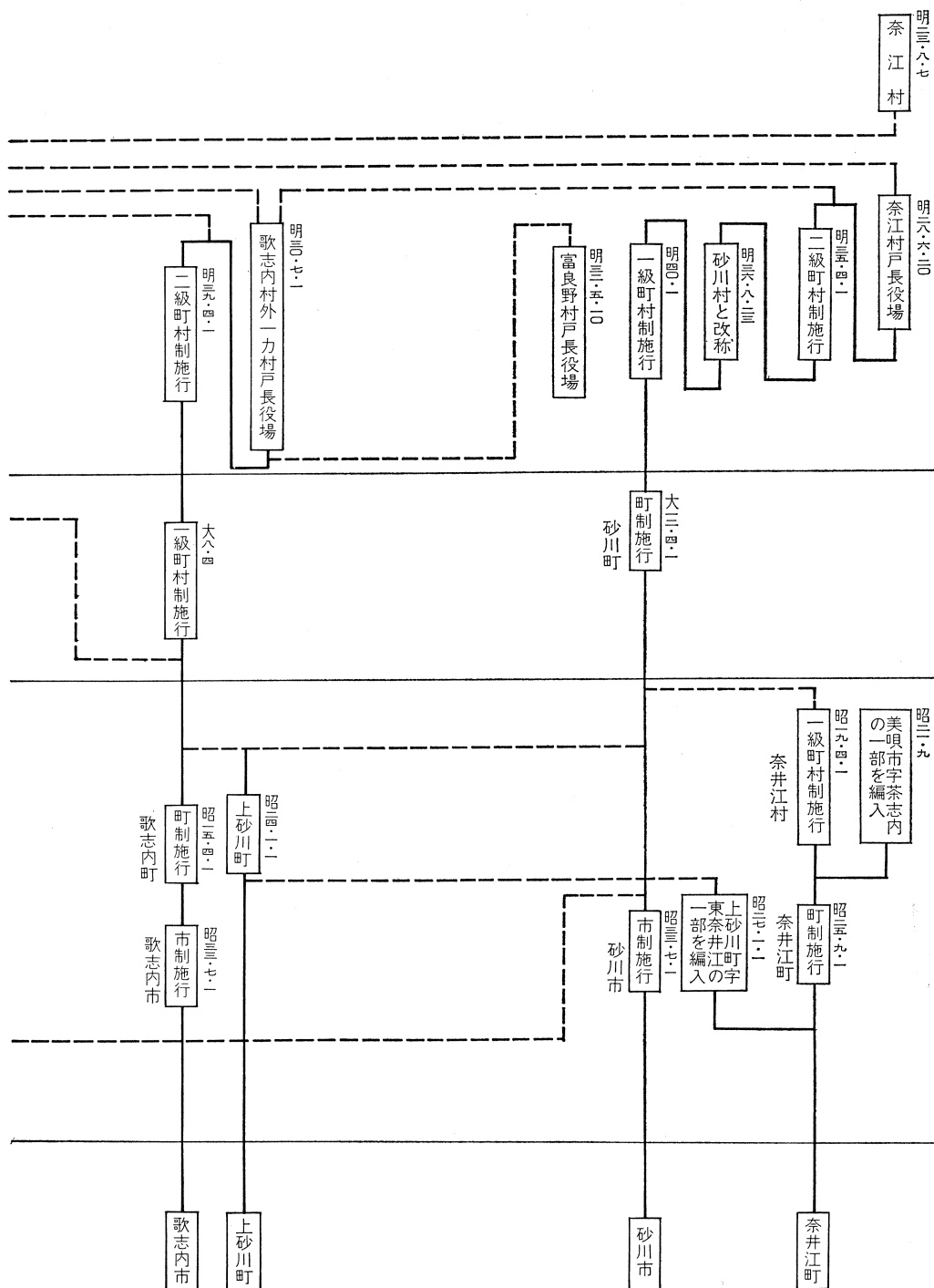
滝川関係分村行政区域変遷一覧表

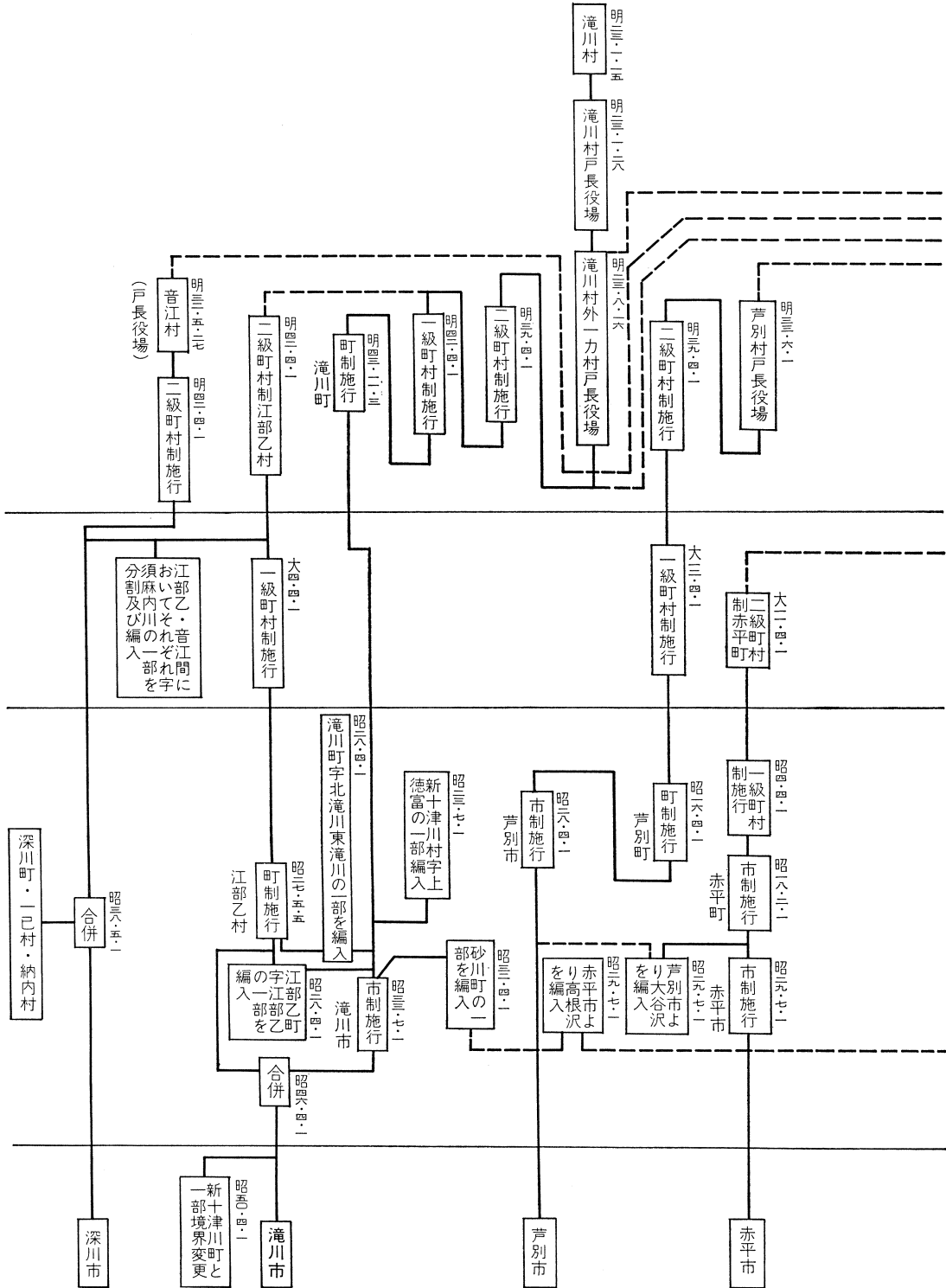
明治時代

大正時代

昭和時代

現在





政区域の変更を実現してほしい。

両部落の現況

- 一 戸数 二一〇戸 二 人口 一、五〇〇人
- 三 農耕地 六〇〇町歩 四 山林(造林地を含む) 三〇〇町歩
- 五 本部落内生産高(年産)
  - イ 米 一五〇〇俵
  - ロ 雑穀 一〇〇、〇〇〇円
  - ハ 蔬菜 四〇〇、〇〇〇円
  - ニ 林産 八〇〇、〇〇〇円

物資配給を受けるためには、砂川市街に行かなければならないが両部落からは最短一里半最長四里の遠距離にあるため、昭和二十一年の統計によると資材運搬のために、延人員一、〇〇〇人、延馬車台数は五〇〇台に及んでいるが、もし滝川町に所属するならば次のような利便がある。

- 一 滝川町役場への距離 最短十町 最長一里
  - 二 鉄道は、空知太信号所利用者以外は滝川駅で乗降
  - 三 郵便は、滝川郵便局
  - 四 火葬場、公園は滝川の施設利用
  - 五 中学校、女学校、文化・医療施設も滝川
- 以上の点を考慮の上、急速に行政区域の変更の実現を仰ぎたい。
- 昭和二十三年九月二十五日

関係部落民一同

砂川町長 森 利雄殿  
砂川町議会議長西村初吉殿

というもので、両部落民は署名運動や部落大会を催して陳情した。

当時滝川町にあっては市制施行の熱望を抱いており、人口三万人にするには自然増と転入に加えて町域の拡大をはかり、早く目的を達成させたいと、空知太、富平地区の滝川地区編入には商工団体を中心として砂川町へ陳情を繰り返した。

砂川町議会には滝川町民がトラックで大挙乗り付け、圧をかけるという一幕もあった。

当時上砂川町分町問題があり砂川町としては、両地区の分離は町勢に著しい影響があるため、調査不十分として議会否決をみた。

これに対し抗議の決議文を砂川町議会議長あてに送り、これに加えて上砂川の分離に反対する町民による町議会リコール署名運動が行われるなど町内騒然たるものがあつた。

結局、空知太、富平問題対策委員会と部落民との懇談会で、次の事項の実現に努力する砂川町の姿勢が入れられ一応分離をしないという解決をみた。

- 一 空知太教員住宅の新築
- 二 空知太信号駅ホームの拡充
- 三 富平部落に対する電話の架設
- 四 乗合自動車の運行促進
- 五 役場出張事務の拡充
- 六 定期的巡回診療の実施検討
- 七 物資配給体制の改善

#### 滝川市と江部乙町の合併

昭和四十六年三月二十三日 自治省告示第五一号

地方自治法第七条第一項の規定により、北海道滝川市及び空知郡江部乙町を廃し、その区域をもって滝川市を置く旨、北海道知事から届出があつた。

右の処分は、昭和四十六年四月一日からその効力を生ずるものとする。

かつて昭和二十八年に町村合併促進法が制定され、滝川町と江部乙町との合併により市制施行の実現を図ったが、江部乙町では賛成合意に至らず合併できなかった経緯がある。その後の社会情勢変化

に伴い広域的行政の有利性が見直され、両市町の交渉が進められた結果、対等合併として合意に達して新しい滝川市の誕生をみたのである。

#### 滝川市、新十津川町の境界変更

昭和五十年三月十九日 北海道告示七五九号

地方自治法（昭二二法律第六七号）第七条第一項の規定により昭和五十年四月一日から滝川市と樺戸郡新十津川町との境界の一部を次のように変更する。

1 樺戸郡新十津川町から滝川市に編入する区域

滝川市西町四〇九、四一〇、四一一の一、四二二の一、四二二番地地先の水路である国有地の一部

2 滝川市から新十津川町に編入する区域

滝川市中島町一六一から一六五まで及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部

この境界変更は水路の切替えによるもので無住地域につき、人口の変化等に影響はないものである。

#### 町の名称及び区域の変更

昭和四十九年度から新しい住居表示を実施したことに伴う町の名称、区域の変更があり、次のとおり道の告示がなされた（本文省略）。

昭和四十九年九月二十四日 北海道告示第三〇九五号

昭和五十年九月十七日 北海道告示第三〇九三号

昭和五十一年九月三日 北海道告示第三一一四号

昭和五十二年九月二十一日 北海道告示第二九一二号

昭和五十三年九月三十日 北海道告示第三〇一八号

昭和五十四年八月二十一日 北海道告示第二八一三号

なお各年度の施行実施区域は第二章第三節に記載のとおりである。

## 第四節 戸長役場時代

### 1 戸長役場の設置

滝川村が設置された当時、国内においては自治体性格を認めた市制及び町村制が施行されていた。ただし、北海道はこの制度の除外地であり、植民地の特殊事情から戸長役場制度が採用されていた。

明治二十三年一月十五日付をもって空知郡に滝川村が置かれ、同月二十八日庁令第二号によって滝川村戸長役場が設置された。

初代戸長には新十津川戸長更谷喜延が兼任発令として、同年四月一日付であった。更谷は十津川郷における花園村村長であり、十津川移民総長に推された人物である。

この年八月七日付で隣村に奈江村が誕生したが、戸長役場を設置するまでに至らず、滝川村戸長役場の管轄するところとなり、滝川村外一カ村戸長役場として行政事務を行った。

通常の屯田兵村にあっては兵村内行政は総て中隊長が行うもので兵村内の社会的施設等の配備、経済的な面においても指導していたものである。このため純然たる軍政で兵村は軍部に所属しており、戸長は屯田兵以外の行政に当たったものである。

滝川村にはすでに空知太に商業その他の社会活動を伴った部落形体が整いつつあり、さらに番外地の市街宅地払下げも受付けて来住

者が増えていたため、村設置にあたって直ちに戸長役場が置かれたのである。なお兵村行政のうち戸籍と教育事務の一部は戸長役場で取扱っていた。戸長役場時代は明治三十九年三月三十一日までである。

## 2 戸長役場で取扱った事務

戸長役場の事務は次の戸長職務概目に示すとおりであるが、町村には明治十年六月五日開拓使布達乙第一九号総代人選挙法及び総代人心得書によって設けられた町村総代人がいて、町村費の予算及びこの支出を議決したものである。

### 戸長職務概目

- 第一 布告、布達を町村内に示す事
  - 第二 地租及び諸税を取纏め上納する事
  - 第三 戸籍の事
  - 第四 徴兵下調の事
  - 第五 地所建物船舶質入書並に売買に奥書加印の事
  - 第六 地券台帳の事
  - 第七 迷子捨子及び行旅病人変死その他事変あるときは警察官に報知の事
  - 第八 天災または非常の難に遭い目下窮迫の者を具状する事
  - 第九 孝子節婦其他篤行の者を具状する事
  - 第十 町村の幼童就学勧誘の事
  - 第十一 町村の人民印影簿を整理する事
  - 第十二 諸帳簿保存管守の事
  - 第十三 河川道路堤防橋梁其他修繕保存すべき物に就き利害を具状する事
- 右の外支庁長または郡長より命令する処の事務は規則又は命令に依て従事すべき事

其他町村限道路橋梁用悪水の修繕掃除等凡協議費を以支弁する事件を幹理するは此に掲げる所の限に非ず

明治十三年二月九日〔達字第一十六号〕 達

〔開拓使布令類聚〕

人民より当庁へ差出す願何届書の内郡区長戸長の奥書加印を要する者別紙相定候条自今右に照準可致尤特に書式ある者は其書式に準拠候儀と心得へし

(別紙)郡区長及戸長の奥書を要するの件々如左

- 一、官有地私下及拝借地等に関する事
- 一、牧場及漁場新開の事
- 一、土地に関する事
- 一、荒地潰地開墾等に関する事
- 一、地租の増減に関する事
- 一、移住民諸給与願の事
- 一、凶歳租税延期等に関する事
- 一、公立小学校及夜学校設立並新築転校改称等に関する事
- 一、不良の子弟懲治檻入の事
- 一、道路堤防橋梁植堰に関する事
- 一、私立病院開廢の事
- 一、貧困難済の患者無代価病院入の事
- 一、社寺所有地及什器売却等の事
- 一、民有地内社堂衆庶参詣の事
- 一、船燈製造及販売の事
- 一、諸拝借金並拝借建物に関する事
- 一、外国人に関する処分の事
- 一、水火等の難に罹り小屋掛料農具代拝借の事
- 一、耕地地変換の事
- 一、工業を興し製作場を設る事但し瑣末の分は此限に非ず
- 一、河海岸地拝借及返地或は所用変換の事
- 一、度量衡製造発売の事
- 一、水車設立の事
- 一、諸会社及諸營業組合設立の事

- 一 市場開設の事
- 一 舟車漕運乗合馬車營業の事
- 一 牧畜の事
- 一 公立学校諸表編製の事

右の外成規慣例により戸長の奥印を要する者は従前の通たるへし

〔開拓使布令類聚・原文片假名〕

当時の戸長役場は空知・夕張郡役所（所在は市來知）の所轄に属したが、明治二十四年三月二十八日札幌ほか九郡役所（所在は札幌）の所管に移り、さらに同二十九年六月また空知ほか四郡役所（所在は岩見沢）の所管となった。同三十年十一月郡役所の改称によって空知支庁となりその所管に移った。

### 3 浦役場の設置

戸長役場にはもう一つの顔があった。それは浦役場とよばれたもので、浦役人の制度である。

浦役場の仕事は船舶関係一切の事務を行い、水産物の検査のほか出船、入船の安全をはかり案内不十分な船には商売の斡旋を行い、海難の救助も行いものである。

滝川村に浦役場が置かれたのは明治二十八年六月である。

この浦制度は古くからあり北海道での取扱いをみると「福山海口廩年表略稿」に寛文七年（一六七七）浦掟が既に松前藩にも達し藩では、難船があれば港においては船舶業者に、各村では村役人にこのことを取扱わせていたようである。文化元年（一八〇四）浦高札を

落部以下一三カ所に掲げたが、その文は内地一般のものと違わなかった。それに当たったのは蝦夷地では各場所支配人だった。

明治に入ってその取扱いの達が次のように出された。

八年三月 達（沿海郡吏宛）

難破船ノ節、浦方ノ者共、救助ニ託シ、荷物押領致弊害ハ、素ヨリ無之筈ニ候得共、万一心得違フ者共不法ノ所為有之候テハ、決テ不三相済ニ候条、平素人民一般へ説諭ヲ加へ、不心得無之様注意致スヘシ

本年十月達ヲ以テ、難破規則第二十条ニ照シ、諸保安物及救助費用精算並明細書等ヲ作り差出向モ有レ之候処、右取調方往々粗漏或ハ旧價ニ依リ、区々ニシテ不都合ニ付、自余別記ノ通り取扱ハシム

（別記）

一、難破船取扱規則第二十五条ニ掲載アル浦役人日給ハ一日金三十錢ト相定、

半日服従ノ者ハ折半シテ即十五錢ヲ給スヘシ

とある。これによってこの種取扱い内容が推察されるところであるが、同年六月に四月発布された「内国船難破船および漂流物処分規則により浦役人は区、戸長その他町村用掛から命ずべし」と示達されている。

明治十年三月十五日浦役場を設け（当分区務所あるいは村市会所をもって代用）区長、戸長をもつて兼ねさせ、書記、町村用掛をもつて補助とし、その他に緊泊する船舶の事務及び難破船のことを処置し、浦証文を付与するなど、五カ条の職務範囲を定めた。

浦役人を当初置いたのは西地区で小樽、忍路に一七カ所、東地区に九カ所であった。十四年一月からは難破船及び漂流に関する事務は警察課でとることになった。

当初の沿岸地区に設置以来、内陸部の開発により大川沿岸所在の

戸長役場内には漂流物の取扱いに不便を訴える面が見られ、明治十八年六月八日告示第七一号をもって滝川村ほか一カ村戸長役場ほか五カ所に、九月には告示第九四号をもって石狩国札幌郡札幌村ほか四カ村戸長役場ほか一六カ所に浦役場が新設された。

当時の滝川村戸長月居忠清の辞令文によると「空知郡滝川外一ヶ村戸長月居忠清 浦役人兼務ヲ命ス 明治二十八年六月十四日 札幌外九郡役所」となっており、郡役所の任命取扱いであったことがわかる。しかし浦役人（役場）の廃止時期は今のところ明らかでない。

### 滝川村々則

明治二十三年制定

#### 滝川村々則

##### 第一章 総則

第一条 本村ハ法律規則ヲ遵守シ尅個人ト同シク権利ヲ有シ義務ヲ負担シ公共事業ハ自ラ処理スルモノトス

第二条 本村ニ三ヶ月以上滞在シ一戸ヲ構ヘタルモノハ本村住民ト見做スベシ

第三条 本村ニ住居ヲ為スモノハ本則ヲ遵守スル義務アルモノトス

##### 第一款 住民及権利義務

第四条 本村住民タルモノハ均シク村有財産ヲ共用スルノ権利ヲ有シ村ノ負担ヲ分担スルノ義務ヲ有スルモノトス

但シ本条ノ所謂住民トハ二十才以上ノ男子ニシテ一戸ヲ構ヘ財産ノ禁ヲ受ケザルモノヲ言フ女子未成年者ト雖モ一戸主タル以上ハ本条記載ノ義務ヲ生ス

第五条 本村ノ住居者ニシテ天災地変其ノ他ノ災害ヲ被リ困窮ニ迫リタルモノハ之レヲ救助スルハ村ノ義務タルベシ

但シ成規ナルモノハ直チニ請フテ救助ヲ受ケシム

第六条 本村住民ハ本村名誉職選挙被選挙権ヲ有ス而シテ名誉職ノ担任ハ住民ノ義務ニ属ス

左ノ理由アルニアラザレバ名誉職ヲ任期中ニ辞スルヲ得ズ

- 一 疾病ニ罹リ職務ニ堪ヘザルモノ
- 一 営業ノ為メニ常ニ本村内ニ居ル事態ハザルモノ
- 一 年齢六十歳以上ノモノ
- 一 官吏、村吏

一 評議員會議ノ決議ニ於テ正当ト認ムルモノ

第七条 前条ノ理由ナクシテ名誉職ヲ拒辞シ又ハ任期中退職若クハ實際残務ニ従事セザルモノハ評議員會ノ申告ニ拠リ総代人會ノ決議ニ於テ其ノ職ヲ退ケ満一ケ年間其ノ負担ス可キ村費ノ二分ノ一ヲ増課スルモノトス

本条ノ決議ニ不服アルモノハ戸長ニ事情ヲ具陳シ評議員會ヲ請求スルヲ得

##### 第二章

##### 第一款 村組織及選挙

第八条 本村ハ之レヲ区分シテ数組ト為シ其ノ組合ハ評議員會ニ於テ之レヲ定ム

第九条 屯組毎ニ組長一名ヲ置ク

第十条 組長ハ組内ノ互選投票ヲ以テ成立ス

第十一条 前条ノ投票ハ総代人二人立會ノ上一定ノ日時一定ノ場所ニ於テ之ヲ取行フ

第十二条 当選ハ投票ノ多数ヲ以テ之ヲ定ム同票数ノ者アルトキハ年長者ヲ以テ当選トス

但シ当選者決定ノ上ハ翌日迄ニ投票数ヲ添ヘ氏名組内町名ヲ総代人ヨリ戸長役場ニ届出ツルト同時ニ其ノ組合ニ通知スベシ

第十三条 本則第六條第七條ニ該当スル時又ハ第十六條任滿チタルトキハ七日間内ニ後任者ヲ投票スルモノトス

第十四条 組長ハ其ノ組内ノ事務ヲ取扱フ

第十五条 組長ニ於テ疾病他行其ノ他ノ事情ヨリ實際事務ニ堪ヘザル場合ニ隣組長之レガ代理ヲ為スモノトス

第十六条 組長ハ名誉職ニシテ任期ハ満一ケ年トス

第十七条 総代人ニ係ル規定ハ明治十一年六月廿五日布達総代人規則ニ従フ

第十八条 本村ハ時宜ニ応シ會議ニ於テ学務、衛生、勸業、土木ノ専任囑託委員ヲ置キ奨励發達ヲ計ラシム

但シ委員ハ名誉職トシ実費ニ限り支給スルモノトス

第二款 評議委員会

第十九条 評議委員会ハ住民ノ互選投票ニ依リ選挙セラレタル議員ヲ以テ組織シ其ノ定員八十二名トス

但シ選挙区ヲ選定セス村内ヨリ選挙ス

第二十条 評議員ハ本籍者ヨリ半数寄留者ヨリ半数ヲ選挙ス

第二十一条 会議ハ議長一名、副議長一名ヲ置キ議長ニ故障及ビ事故アル時ハ副議長其ノ代理ヲナス

第二十二条 議長ト副議長ノ選定ハ議員ノ互選ヲ以テ定ム

第二十三条 戸長ハ番外トシテ会議ニ列シ利害ヲ論討スルノ権利ヲ有スルモノトス

第二十四条 議決事項ヲ記録スルヲ書記一名ヲ置ク

但シ記録及会議ニ関スル書類ハ戸長役場ニ之レヲ保管ス

第二十五条 本則第六条規定ノ外左ニ掲クル者ハ評議員タルヲ得ス

一 小学校教員、戸長役場筆生

一 神官僧侶其ノ他諸宗教師

第二十六条 父子兄弟ノ縁故アルモノハ同時ニ議員タル事ヲ得ズ同時ニ選挙セラレタルトキハ投票ノ多数ノモノヲ以テ当選トス同数ナルトキハ年長者ヲ以テ当選トス

第二十七条 戸長ト父子兄弟ノ縁故アルモノハ議員タル事ヲ得ス

第二十八条 議員ノ任期ハ二ケ年トシ毎年半数ヲ改選ス

第二十九条 議員ハ他ノ名譽職ト兼任スル事ヲ得

第三十条 議員ノ定数ニ欠員アルトキハ直チニ補欠選挙ヲ行フベシ

第三十一条 補欠選挙ニテ当選シタル議員ハ前任議員ノ残任期間在職スルモノトス

第三十二条 議員選挙半数改選補欠選挙ニ関スル事務ハ戸長之レヲ処理スルモノニシテ選挙場ハ戸長役場内ニ於テ行フ

第三款 職務権限及処務規程

第三十三条 評議員会ハ本村ヲ代表シテ法律規則ニ抵触セザル限り一切ノ公共ニ関スル事件ヲ議決シ其ノ決議シタル事件ヲ総代会ニ提出可否ノ評決ヲ為サシム

第三十四条 評議員会ハ通常臨時ノ二種ニ分チ通常会ハ毎年九月十五日ヨリ開

会シ臨時会ハ何時ニテモ必要ニ応シ開会スルモノトス

但シ通常会日ノ変更スル時及変更臨時会日ハ戸長総代熟議ノ上集合通知ヲ発スルモノトス

第三十五条 会議ハ過半数ニ依リ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ可否スル処ニ依ル

第三十六条 議場ハ議長之ヲ整理ス議長ノ制止ニ従ハズシテ喧争其ノ他不穩ノ挙動アルモノハ議場外ニ退去セシムル職権ヲ有ス

第三十七条 議事中ノ発言ハ議長ノ許シテ得ルヲ要ス然ラザル場合議長発言ヲ停止スル事ヲ得

但シ議長ノ許シテ得テ発言スト雖モ議題外ノ討論談ヲ為スヲ許サス

第三十八条 評議員会ハ議員出席三分ノ二ニ達セザレバ開会スルヲ得ズ尚ホ招集二回ニ及ブモ欠席者アリテ議員半数ニ至ラザルトキハ會議ヲ開ク事ヲ得ズ

第三十九条 評議員会招集第二回ニ及ビテ尚無断欠席スルモノハ第一章第二款第七條ニ該当スルモノトシテ処分ス可シ本條ノ場合異議ノ申立ヲ為ス事ヲ許サス

第四十条 本村住民ニシテ評議員会ノ決議ニ不服アルモノハ二十名以上ノ同意者ヲ得テ議決ノ日ヨリ五日内ニ総代会会ニ申立ツ可シ但シ急施ヲ要スル決議ノ事件ニ於テハ此ノ限りニ非ラズ

第四十一条 総代人ハ前項ノ申出ヲ受ケタル日ヨリ三日内ニ総代会会ヲ開キ其ノ可否ヲ評決ス可シ

但シ其ノ評決ノ事件ヲ申告者ヘ告知スルモノトス

第四十二条 會議ハ傍聴ヲ許ス

但シ議長ノ意見ヲ以テ禁止スル事アル可シ

第四十三条 議長ハ評議員会ノ決議ヲ総代会会ヘ報告ス可シ戸長ハ其ノ翌日限リ村内ニ告示スベシ

第四十四条 評議會ノ議決ス可キ事件ハ総テ村内公共事業ニ関スルモノトス其ノ議決ヲ総代会会ハ問題トシテ可否ヲ評決ス可シ

第四十五条 評議員会総代会会ハ戸長役場ノ事務ニ関スル村内ノ歳出歳入証書帳簿ヲ檢閲シ決議ノ施行並ビニ收入支出ノ正否ヲ監査スルノ権利ヲ有ス

第四十六条 評議員会ハ戸長総代人ニ於テ必要トスル毎ニ招集ス議員三分ノ一以上ノ請求アルニ於テハ必ズ招集ス可シ而シテ其ノ招集急施ヲ要スル場合ヲ除クノ外三日前ニ総代ヨリ告知ス可シ

但シ議長ノ許シテ得テ發言スト雖モ議題外ノ討論談ヲ為スヲ許サス

第三十八条 評議員会ハ議員出席三分ノ二ニ達セザレバ開会スルヲ得ズ尚ホ招集二回ニ及ブモ欠席者アリテ議員半数ニ至ラザルトキハ會議ヲ開ク事ヲ得ズ

第三十九条 評議員会招集第二回ニ及ビテ尚無断欠席スルモノハ第一章第二款第七條ニ該当スルモノトシテ処分ス可シ本條ノ場合異議ノ申立ヲ為ス事ヲ許サス

第四十条 本村住民ニシテ評議員会ノ決議ニ不服アルモノハ二十名以上ノ同意者ヲ得テ議決ノ日ヨリ五日内ニ総代会会ニ申立ツ可シ但シ急施ヲ要スル決議ノ事件ニ於テハ此ノ限りニ非ラズ

第四十一条 総代人ハ前項ノ申出ヲ受ケタル日ヨリ三日内ニ総代会会ヲ開キ其ノ可否ヲ評決ス可シ

但シ其ノ評決ノ事件ヲ申告者ヘ告知スルモノトス

第四十二条 會議ハ傍聴ヲ許ス

但シ議長ノ意見ヲ以テ禁止スル事アル可シ

第四十三条 議長ハ評議員会ノ決議ヲ総代会会ヘ報告ス可シ戸長ハ其ノ翌日限リ村内ニ告示スベシ

第四十四条 評議會ノ議決ス可キ事件ハ総テ村内公共事業ニ関スルモノトス其ノ議決ヲ総代会会ハ問題トシテ可否ヲ評決ス可シ

第四十五条 評議員会総代会会ハ戸長役場ノ事務ニ関スル村内ノ歳出歳入証書帳簿ヲ檢閲シ決議ノ施行並ビニ收入支出ノ正否ヲ監査スルノ権利ヲ有ス

第四十六条 評議員会ハ戸長総代人ニ於テ必要トスル毎ニ招集ス議員三分ノ一以上ノ請求アルニ於テハ必ズ招集ス可シ而シテ其ノ招集急施ヲ要スル場合ヲ除クノ外三日前ニ総代ヨリ告知ス可シ

第三章

第一款 村有財産ノ管理

第四十七条 本村々有財産ハ戸長之レヲ管理ス其ノ取扱順序ハ両會議ニ附シ之レヲ決定ス

第四十八条 本村ハ其ノ村有不動産積立金穀及臨時収入シタル金穀ハ村有財産トシテ之レヲ維持スルモノトス

第四十九条 本村公共事業ニ関シ臨時予算外支出ヲ要スルトキハ評議員會並ニ総代人會ノ決議ノ上村有財産ヲ一時流用スルコトヲ得若シ會議ヲ為ス暇ナキトキハ戸長ハ総代人會ヲ経流用スル事ヲ得此ノ場合ハ支出ノ後七日間ニ評議員會ニ報告ス可シ

第五十条 村有財産ノ貸付ヲ為ス時及使用權ヲ得ントスルモノアルトキハ競争ニ付シ保証金ヲ徴収ス可シ

但シ評議員會總代人會ノ決議ヲ経ルヲ要スル村有財産売却ノ場合モ亦同シ

第五十一条 村有財産ヲ貸付及使用權ヲ許シタル者ト雖モ一村ノ必要アルトキハ之ヲ制限シ及返納セシムル事ヲ得

第五十二条 一村ノ事務及ヒ公共事業ニ要スル費用ハ村費トシテ徴収スルモノトス

第五十三条 村内ニ住居ヲ構ヘズト雖モ村内ニ土地又ハ家屋ヲ所有シ又ハ營業ヲナスモノハ村費ヲ納ムル義務アルモノトス

第五十四条 本村ハ新ニ來住シ又ハ從來住居スルモノニシテ生活困難ノモノハ隣家二戸以上ノ連署ヲ以テ村費ノ免除ヲ請フコトヲ得

但シ此ノ場合ハ評議員會總代人會ノ意見ヲ問ヒ戸長之ヲ免除スルモノトス

第五十五条 村内ニ於テ官ノ認可ヲ得ス無届ニテ營業ヲ為シタルモノハ評議員會總代人會ノ決議ニ依リ五十錢ヨリ少カラズ卅円ヨリ多カラザル料金ヲ戸長役場ニ於テ村費ニ徴収シ營業ノ当初ニ逆リ一時ニ村費ニ營業割ヲ徴収ス可シ

第五十六条 從來協議費トシテ徴収シタルモノ及村内ニカカル總テ費用ハ爾後村費トシテ徴収ス

第五十七条 本村歳入歳出予算ノ内ニ予備費ヲ置キ臨時ノ支出及歳出予算超過ノ費用ニアツルモノトス若シ予備費ニシテ不足ヲ生ズルトキハ本章第四十九条ニ依ル

第五十八条 本則規定ノ結果ニ依ル事務ニシテ特定人ニ属スルモノノ外ハ戸長役場ニ属スルモノトス

但シ會議ノ決議ニ依リ特ニ指定シテ一部ヲ分担セシムル事アル可シ

贈 賞

第五十九条 本村公益上ニ就キ特ニ功勞アルモノハ左之賞牌ヲ贈ルベシ

一 賞 状  
賞牌ハ銀六匁ヲ用キ左ノ雛形ニ依ル



第五節 歴代戸長

滝川村の戸長役場時代の戸長は一二代にわたるが、明治二十三年から同三十九年三月までの満一六年間に一二人も変っている。

一代平均の任期は一年四カ月、一番短い任期の二代目多田寛は三月、次が十代目石沢竜治と十一代目の菊地竹治が六カ月、一番長いのは十二代目今井勇吉で四年四カ月で特に長く、次に長いのは五代目の月居忠清で二年八カ月。三代目佐々木篤敬が二年で他は皆一年未滿の任期である。

特に四代・七代・九代と短かい期間を同一人物が三度任命された高田直一郎がおり、これを見ると他村においても同様に、短い期間で次々と廻されたことが伺える。

これにはいろいろな理由があったと思うが、明治二十六年六月二十三日の北海毎日新聞の記事はその真相をうがっているとして興味深いものがある。

本道各町村戸長任用方ニ就テハ兼テ記スル如ク従前ハ他府県在籍者ヲ問ハズ

財産ノ有無ヲ論ゼズ郡区長ガ見テ以テ適任ト認ムル者ヲ任用シ来リシカバ住々人民ニ接スルコト不親切ナル跡ナキニアラズ 且ツ愛着ノ念薄キ等ヨリ其職ヲ利用シテ己ヲ利シ 甚ダシキハ官金費消ノ故ヲ以テ捕ハルモノアルニ至ルモノサヘアレバ向後任用スベキ戸長ハ少クトモ本道ニ三年以上居住セル在籍者ニシテ三百円以上ノ実価アル不動産ヲ有シ相当ノ学識アルモノヲ採用セントスルノ内議アリシモ扱テ今日ニテハ本道人ニシテ三四百円以上ノ資財アルモノハ到ル処ニ尠ナカラザレドモ財産ト学識トヲ兼備シテ品行端正ニ且ツ名望アルモノニ至リテハ殆ド稀ナリ良シ恰当ナル人物アリトスルモ此等ノ人々ハ僅カニ二十円内外ノ俸給ニ甘ジテ其職ヲ奉ズルモノナシ。各郡区長モ既ニ戸長改撰ニ意ヲ注ギ居レドモ前記ノ理由ニヨリ実行シ能ハザル理由アルハ遺憾ノ次第ナリト某郡長ハ物語リタル由

とある。滝川村設置時の明治二十三年には戸長役場が一〇〇カ所あり、戸長は九三人で七カ所が兼任戸長となっている。

この後、次々と村の設置があり戸長役場の開庁が待たれる状況にあるので、戸長の不足状態が続いたものと考えられる。

戸長の俸給 明治七年五月二十三日(第六号)達により区戸長月俸を定めている。

区戸長准級並月俸の義本年二八号御達に準拠し自今左の通更正、但戸長の月俸は民費弁給の義一般の成規に候処 府兼同一に施行難相成地方に付当分の内従来通官費に取計うべし尤漸次戸口繁殖民産興起の都合に依り民費に相改候義と相心得べし

区戸長月俸規則	准 十二 等	准 十三 等	准 十四 等	准 十五 等
区長	二五円	同上	二〇円	副区長一五円
准 等 外 一 等	同上	二 等	同上 三 等	同上 四 等
戸長	一〇円	同上	八円	副戸長 七円
				同上 六円

区戸長の准級は毎区戸口の多寡と事務の煩簡に随て之を参酌し必正副並べ置か

ず 且該区の景況に依り区長を不置して戸長を以て其事務を弁理せしむる事あるべし

総代月俸 五円 副総代 三円

各区の実況に依り区戸長を置かず総て其事務を弁理せしむることあるべし

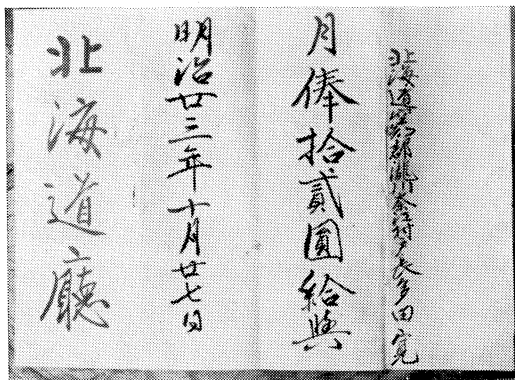
〈布令類聚〉

戸長の俸給は官給であって、その額も少なく戸長在任期間の短かったひとつの理由になったことがうかがわれる。

二十三年十月就任の二代目戸長多田寛の月俸は一二円、さらに一月を経過した十二月は一五円を給与されている。

また五代目戸長月居は二十七年一月の就任で月俸一五円、二十八年十二月には月俸一八円に昇給している。なお多田寛は二十四年一月岩見沢・幌向・角田・登川村戸長に転出し、月俸一五円であったが、同年十二月には二〇円となっている。

歴代戸長と行政 歴代の戸長氏名及び在職期間等は次のとおりである。



順	氏名	就任年月日	退任年月日	在職期間
初代	更谷 喜延	明治二三・四・一	明治二三・一〇・二七	七カ月
二代	多田 寛	〃二三・一〇・二七	〃二四・一・二二	三カ月
三代	佐々木篤敬	〃二四・一・二二	〃二五・一二・一五	一年一カ月
四代	高田直一郎	〃二五・一二・一六	〃二七・一・二九	一年一カ月
五代	月居 忠清	〃二七・一・二九	〃二九・一〇・一二	二年
六代	乾 宣恕	〃二九・一〇・一二	〃三〇・七・一四	九カ月
七代	高田直一郎	〃三〇・七・一五	〃三一・四・一五	九カ月
八代	小華和貞男	〃三一・四・一五	〃三二・三・三	一一カ月
九代	高田直一郎	〃三二・三・四	〃三二・一〇・一八	七カ月
十代	石沢 龍治	〃三二・一〇・二三	〃三四・四・二〇	一年六カ月
十一代	菊地 竹治	〃三四・四・二〇	〃三四・一〇・三一	六カ月
十二代	今井 勇吉	〃三四・一〇・三一	〃三九・二・二二	四年四カ月

初代 更谷喜延



更谷喜延

天保十二年十一月五日奈良  
 県十津川郷内原で生まれ、長  
 じて公職に選ばれて、渡道前  
 は十津川花園村長を勤めた。

明治二十二年十津川郷水災

による十津川集団移住の渡道にあたり、第三回移民の取締として来道、初代の移民総長となり新十津川村の創立に尽した。移民誓約書を起草して移民の団結と開墾の促進をはかり村の基本財産の蓄積に努めるなど、新十津川村及び母村十津川村に多大な貢献を残している。

明治二十三年三月三十一日、初代の新十津川村戸長に就任、翌日付四月一日に滝川村戸長の兼任発令があり、同年十月二十七日まで

の七カ月間初代滝川村戸長を勤めた。この時四九歳である。

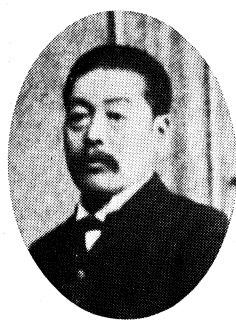
新十津川村発展の基礎を固め、同二十五年四月新十津川村戸長を辞し郷里に帰った。同四十一年に十津川村村長を勤めた。

大正十一年八一歳で死去。村はその功績をたたえて忠魂碑に合祀している。

任期中の主な動き

△明治二十三年▽ 四月一日空知通北二丁目（現中島リビングの所）に戸長役場仮庁舎設置、戸長宅併置。六月十五日十津川移民団は新十津川村字徳富に移る。六月二十五日第五大隊本部開庁。七月七日屯田兵家族移住完了第一、第二中隊編成。八月十六日道庁令第四八号をもって奈江村を滝川村戸長役場の管轄とする。

二代 多田 寛



多田 寛

嘉永二年八月三日広島県手塚町の辻小八郎高正二男として生まれ、幼名寛之介・久和と称し、後に寛と改名した。

父小八郎は浅野藩士で参議

執政御年寄上座を勤める辻維缶の弟で尾道奉行などの職にあった。

寛は多田道場に入門、宮本武蔵円明二刀流のこの道場で抜群の技量を発揮して道場主源兵エ久雄に見込まれ、娘クニの婿養子となる。

一九歳にして戊申の役（会津征討）に錦旗護衛として従軍、後に兵部省陸軍少尉に任ぜられた。兵役免除後に広島警察署警部、広島県御調郡・世羅郡長をも勤めた。

明治二十年に志を立て屯田兵司令官永山武四郎を頼って、一家を挙げて渡道した。

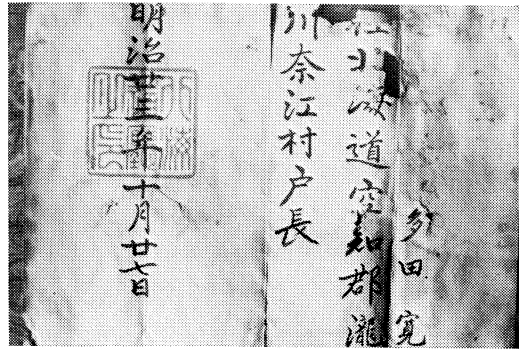
明治二十三年十月二十七日滝川奈江村戸長に任ぜられた。年齢四一のときである。

滝川の戸長は三カ月という短かい期間で二十四年一月二十一日付岩見沢・幌向村・夕張郡角田登川村戸長兼北海道庁警部補空知警察署岩見沢分署長として転出。二十六年十二月退職して翌年奈井江の広島団体開拓責任者として入植、蔽島地区の開拓に尽した。二十九年六月小樽奥沢の船越(男爵)農場管理人に迎えられ、また、明治末期から大正にかけて室蘭の製鉄所職員に剣道指南として滞在していたが、晩年は元野幌の長女の二男に家督を継がせ、身を寄せていたが昭和九年二月十一日に死去した。年八六歳であった。

任期中の主な動き

△明治二十三年▽十一月三日屯田兵村内二の坂に神靈遙拝所、滝川神社建立。

十二月五日兵村に南・北小学校開校。

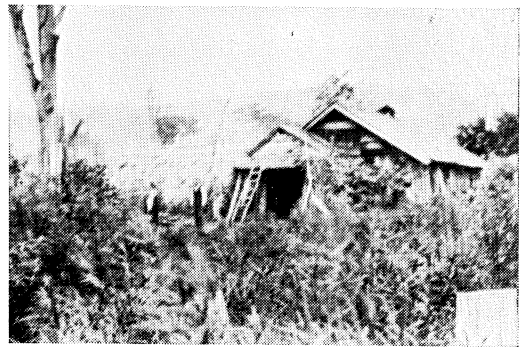
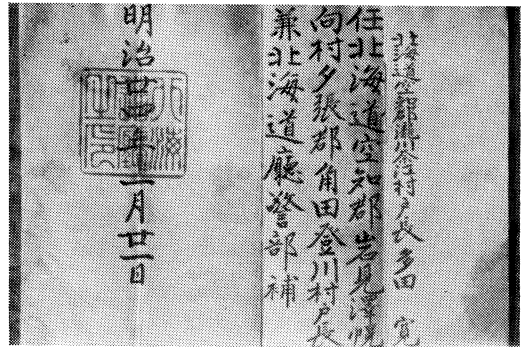


<写真提供 江別市元野幌・多田克己>



写真右下は明治27年奈井江の蔽島に入植した多田寛の住宅と入口に立つ寛。

左上の写真は明治29年6月に小樽の農場管理人として赴任記念のもので、寛の隣から五女修子12歳、四女スエ16歳、妻クニ。当時の髪形服装が面白い。



奈井江の多田宅

<奈井江町蔽島会館蔵>

三代 佐々木 篤 敬



佐々木篤敬

弘化二年九月十七日羽前国（山形）  
 豊西田川郡鶴岡町旧庄内藩士村山  
 文四郎の二男として生れ、幼名亥三  
 郎、一一の時兵之助、後に篤敬と改  
 名した。

明治元年六月同藩佐々木家（姉方）の養弟となり、戊辰の役に出陣して佐々木姓となる。

明治四年十二月越後新発田出張の東京鎮台（師團）八番大隊に入隊し、同十年春西南の役に参戦、同年五月陸軍軍曹に昇任。同十七年五月後備役満期除隊して六月一日山形県西田川郡鶴岡天神町ほか七カ村戸長役場書記として勤務、同二十二年六月退職した。

北海道屯田兵の募集があり志願の決意をしたが、年齢四四歳のため資格外であり、長男も一五歳で対象外のため養子として高良を迎えて屯田兵移住をはたし、通一丁目東の滝川兵村入口にあたる位置に入植した。

明治二十四年一月二十一日滝川・奈江戸長におされて任命を受け二十五年十二月十五日までの一年十一月間勤めた。その後三年を経て河西（十勝）支庁に三年程勤務したが、滝川に帰り屯田給与地内にあって農業に従事した。大正十二年十一月二十一日死亡、時に年七九歳であった。

任期中の主な動き

△明治二十四年▽三月 石狩川汽船航運を江別から月形を経て空知太まで延

長された。七月一日 空知太墓地管理事務を取扱う。

△明治二十五年▽一月十二日道庁令第一号により、滝川村の境界が更正され「南は空知川、北はナイタヌベ川」となる。二月一日北海道炭磁鉄道会社の鉄道延長により空知太まで来る。三月一日滝川・永山間の郵便線路開始される。十一月三日屯田南・北小学校が併合され、二の坂に新校舎落成開校式挙行。

四代 高田 直一郎

安政四年七月十七日宮城県宮城郡空堀町に高田幾之進の長男として生まれる。

明治九年五月土族屯田兵を志して一九歳の時、札幌の山鼻屯田兵村一七〇番地に入植した。隣家に入植した津軽藩士桜庭卯七の二女マルと結婚、翌十年四月の西南の役に出陣して活躍し、勲八等に叙せられ、特に五〇円の賜金に浴した。

その後、官職につき明治十九年八月市来知・幌内村第五代戸長に就き、各地を経て明治二十五年十二月十六日第四代滝川村奈江村戸長に就任した。在職一年一月余の二十七年一月二十九日退職したが、明治三十年七月十五日再度滝川村戸長となり、翌三十一年四月十五日に退職。

さらに明治三十二年三月四日に三度目の滝川村戸長に就き、同年十月十八日在職七カ月で退職している。三度ともに短期間であるが通算二年五カ月にわたり滝川戸長を勤めた。

戸長退職後は山鼻に戻り、養子豊吉（妻の兄弟）の籍に入り老後を送り明治四十一年九月二十八日札幌で死亡、行年五一歳であった

（注 既刊の滝川昔物語・町史・市史などには第五代滝川村戸長として記載されて来たが、調査の結果四代戸長とわかった。）

任期中の主な動き

△明治二十六年▽二月二十一日滝川郵便局小包郵便取扱・五月炭砒鉄道空知太・上川間の鉄道測量着手（七月終了）。十月七日告示第六七号滝川村に「滝ノ川」と「ユーベオツ」の字を置く。十一月十九日南兵村小学校校舎を空知太に移し公立空知尋常小学校創立。

## 五代 月居 忠 清



清 忠 居 月

嘉永四年七月六日秋田市亀ノ丁西土手町久保田城下に月居八郎右エ門の三男として生まれ、俗称は徹也であったが、明治二十一年四月五日改名届によって忠清を名乗った。

明治二年八月戊申の軍功により兄権太郎の籍より分れ、一戸を許された。

同七年四月二三歳のとき秋田伝習学校受験合格、九年二月上等小学伝習料卒業、同年十一月二等訓導補として秋田県鷹巣学校に勤務、十二年二月退職、同三月秋田県会書記に任命された。

翌十三年四月、東京集治監雇に転出し庶務・工業係を勤めたが、十四年九月五日、樺戸集治監備となり判任心得となる。同年十二月書記、十五年十月、篠路村醬油醸造場長となる。翌十六年春、浦臼内地区調査を命ぜられ、境界地を調査し農工業方法に専念し、十八年四月農業課長不在中は課長代理となる。

十九年十一月、秋田県属として呼び戻され、判任官九等に任ぜられ県警部補も兼ねる。

二十三年三月八日、北海道庁に出向を命ぜられ、同月二十八日、

空知監獄署詰として勤務、二十六年十二月十九日、非職退職、滝川の戸長を申し渡され、明治二十七年一月二十九日、滝川奈江村戸長となる。

この時忠清四三歳である。二十九年四月二十四日新十津川村、雨竜村戸長を兼任、同年五月九日兼職を解かれ、同年十月十二日滝川戸長を依願退職した。三十年十二月小樽精米株式会社に勤務後、小樽市花園町で明治四十二年一月十四日死亡、六〇歳であった。

任期中の主な動き

△明治二十七年▽四月二十八日道庁地理課滝川派出所設置。五月五日江部乙屯田兵入植。七月江部乙屯田兵村北辰小学校開校。十二月三十一日御料局滝川出張所廃止

△明治二十八年▽一月十一日私立滝川小学校を公立とし、高等科四年併置。六月八日告示第七一号により浦役場を設置。六月十四日戸長が浦役人兼務。六月二十日告示第七四号をもって戸長役場所轄ノ奈江村を分離、奈江村戸長役場が開庁された。滝川村戸長役場所舎を新築した。十二月空知川沿岸道路開さくに着手、十三町余竣工。

△明治二十九年▽六月二十二日空知太・旭川間鉄道起工。七月一日空知ほか四郡役所が岩見沢に開庁。

### 村内入植地と戸長役場

上川道路を開さく後、将来この地を経て旭川に向かう人馬の往来が繁しくなることを予測した高畑利宜は、岩見沢から旭川までに五カ所の人馬車継立所を置く願いを出した。

明治二十二年のことであるが、途中三カ所は奈井江・空知太・音江法華を選び駅通を開設している。

十津川移住民や滝川屯田の入植があつて、来住者が増え翌二十四年からは奈井江・音江法華にも開拓者が入り出した。

開拓農民は屯田兵村とちがい行政的に戸長役場との関係が深く、

戸籍や教育など諸届出に遠い戸長役場に赴くのに一日がかりとなる不便な遠い地にあり、道路も悪く届出一つにしても容易でない、まして連絡事項も不充分であったので、部落の体勢が整ったら滝川村の管轄から独立したいと考えていた。

奈江村にあっては明治二十三年以降しだいに入植者があり、二十六年、二十七年には奈井江地区に埼玉、広島県人の団体移住があったりして活発な動きをみせてきた。奈井江地区は滝川村戸長役場から一五、六軒もあるので、奈江村戸長役場の設置を望む声も強くなり総代人会で決議して戸長役場設置を何度も願出、二十八年六月設置の告示があった。

舌 代

本村義従来滝川村外一ヶ村戸長役場之所管ニ候処、追々人口増殖随テ事務多忙其不便不利言ヲ待タズ、因テ総代人会ノ決議ヲ以テ屢々奈江村戸長役場独立ノ義其筋へ出願候所、其位置ヲ砂川卜定メ今般認可セラレ準備次第、来ル二十日頃ヨリ事務取扱候ニ付、戸長役場ニ充ツベキ家屋ノ借入及修繕費ヲ要シ、又流行病ノ恐レアルヲ以テ消毒薬及器材ヲ購入致シ置クベキ旨達セラレ候ニ付、応分之寄附被下度此段特ニ及御依頼候也

明治二十八年六月

奈井江 組 長 一 同

奈江村戸長役場の設置前後の様子がうかがわれるものである。この組長というのは、村に総代人二名を置きその下部組織として住民の利害得失に関する働きをしたものである。住民が多くなると戸長役場からの連絡などを総代人だけでは負いきれなくなって、地域から代表を出してもらい、総代人の指揮を受けて地域の統一連絡を受け持っていたものである。奈井江地区は二十七年に一六組に分け組合

の事務を組長にさせ、その手伝いに伍長を置いて部内の事務処理をしていた。

音江地区についても同じように組長を置いて村落自治の徹底が図られていた。村則第二章に組長の規定があり名誉職で任期は一か年となっている。音江では地域を四組に分け組長を置き、組長総代も置いて戸長役場の出張員のような届書の代書や連絡をとる役割を担っていた。この組長総代はこの地域のみを取扱いで音江村分村まで置かれたものである。

開拓のころの入植には地域が結束して協同で道路の手入れをしたり、子供の教育所を建てたりして環境の整備に努めた。戸長役場では十分な施設を設置する費用はなく、大きな事業を行う場合には総て住民から応分の寄附を集めていかなければ何事もできない状態であった。村税は経常的な事務執行に充てるだけで、他の行事・事業には余裕がない程度であり、戸長や書記は道庁の「お役人」的な強い態度で、一般住民はまた開墾農作業に明け暮れて、地域の公共的發展に要望を入れるまでの状況になく、地域内の自治に滞っていたものである。したがって地域の独立は「へき地」に住む住民の夢であった。やがて入植者が増えてくると人々は強い結束をみせ、自立



乾 宣 恕

の道を歩むための分村が行われることになったのである。

六代 乾 宣 恕

嘉永六年八月五日奈良県十津川花園村字川津七一番屋敷の乾丘右エ門

三男として生まれる。

宇智吉野郡役所書記となり、明治二十二年十一月十津川水害のため北海道への集団移住民（第一回）の取締として来住し、同月二十九日北海道庁第二部農商課雇となる。

二十三年に乾は十津川に家を建てず、滝川の一等地といべき石狩川波止場に家を建てて呉服店を開く。

その後、明治二十六年六月三日新十津川村第三代戸長に発令され、同二十七年一月岩見沢村戸長に就任、続いて同二十九年十月十二日滝川村第六代戸長となった。年齢四一歳のときである。

明治三十年七月十四日までの九カ月間を勤め退職した。その後郷里に戻り明治三十五年和歌山市において死去、時に四九歳であった。

任期中の主な動き

△明治二十九年▽十一月十日滝川郵便局舎を楓通北三丁目（現電通の場所）に移転。

△明治三十年▽四月一日滝川屯田兵は後備役に編入。七月一日道庁令第一四二号を以て歌志内村・富良野村設置によって、滝川村の東界が定まる。

七代 高田 直一郎（明治三十年七月十五日戸長就任、三十一年四月十五日退任）四代、九代滝川村戸長。

任期中の主な動き

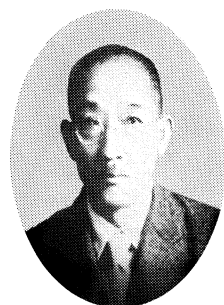
△明治三十年▽九月本通り五丁目消防番屋を建設、公立滝川消防組結成。

十二月三十一日拓殖課滝川派出所廃止。

△明治三十一年▽二月二十五日空知小学校に高等科二年制併置認可。四月一日空知小学校を公立空知尋常高等小学校と改称した。

八代 小華和 貞男

明治五年十一月十六日山形県飽海郡松嶺町字仲町、小華和智義の



小華和貞男

長男として生まれた。明治二十三年

三月、私立松嶺正心学校を卒業し小学校教員授業生の免許を受ける。

この年七月、屯田兵志願により滝川屯田兵村に入植。南兵村にあって

第八給養班長を勤め、後備役に入って中隊長に選出されるなど人望が篤く、よく村民に尽くした。

明治三十一年四月十五日滝川村第八代目戸長に就任、翌三十二年三月三日辞任したが、この在職一カ月の間に未曾有の大水害にあつて、住民の救済に善処した。

明治三十七、八年の日露戦役に従事し勲七等に叙せられ、翌三十九年五月第一回村会議員に当選、以来四十一年五月、四十二年五月、四十五年六月、大正四年五月と連続当選をはたす。

明治三十八年以来酪農を業として酪農社を結成、大正七年砂川村字空知太に牧場を移す。昭和六年四月酪農新天地開発のため安平町遠浅に転住したが、昭和九年一月十五日滝川町第七代町長に就任、当時町をあげて問題となっていた町立社会病院設立に際し、請われて町長に迎えられたもので、非凡な行政手腕をもって解決して病院の完成をみている。翌十年四月三十日退職後は早来町字富岡に戻り老後を過し昭和十一年四月十三日、六四歳をもってこの世を去った。

戸長任期中の主な動き

△明治三十一年▽七月十五日空知太から旭川まで鉄道開通。同月十六日空知太駅を移転滝川駅に改称営業開始。九月七日、八日石狩川、空知川氾濫。九月二十五日公立滝川小学校全焼。

△明治三十二年▽ 一月十六日江部乙普通三等郵便局設置認可

九代 高田 直一郎 (明治三十二年三月四日戸長就任。三十二年十月十八日退任)(四代・七代戸長の項を参照のこと)

任期中の主な動き

△明治三十二年▽ 四月一日札幌区裁判所滝川出張所が一の坂に開設(登記所)。五月二十七日道庁令第一四二号を以て、音江を分村。八月一日滝川小学校新校舎落成。同月に滝川村衛生組合設立。九月二十二日開村十年記念祭典施行(二十四日まで)。

音江分村ごろの様子 音江は上川盆地への入口に当たり、明治二十二年八月駅通を開業するほどの地域の拠点と考えられたところである。上川道路の整備ができ、人の往来が繁しくなると、荷物の運搬の必要から運送業者が集まり、駅通の仕事も運送業者に奪われる程になった。マッチ軸木工場や商店、農業開拓者なども来住するようになり、明治二十八年には音江地区は約二百戸程に達するようになっていた。

区	地帯別		農業	商工業	原住民	運送業	計
	音江	地帯					
音江	豊泉・向陽	音江・国見・広里	三三	マツチ工場 {内一〇一四}	六	三	六六
内	江部乙川以東と稲田園・更進		一四三		九〇	二	二
計			五八	一一七	八	一五	一九八

△深川市史より▽

滝川村には明治二十五年一月以来所管区域に編入されているが、戸長役場は遠く不便この上ないことから音江住民は分離独立の日を待ち、明治三十一年空知太から旭川までの鉄道開通も実現した翌三

十二年に念願の音江村設置となった。

鉄道が開通し深川に駅が置かれたことにより、目先のきく商店や鍛冶屋などはいちはやく深川へ移るといふ事もあったが、村が置かれたころは約四百戸に達しており、地域の開墾も進み、小学校もできていた状況にあった。

初代戸長には青戸広太郎、総代人に多田久五郎、木村英作が当選し、戸長役場は駅通前の山本弥太郎の旅館を譲り受けて改造をなし、音江村の出発をした。

開村十年記念祭典 明治三十二年は開村一〇年目に当たったので、九月二十二日から二十四日までの三日間、盛大な記念大祭が行われた。鉄道では祭典の三日間を、峯延旭川間各駅から滝川駅下車する乗客に対して、汽車賃三割引の恩典を与えたので、滝川に入り込んだ人々は実に数万人に達したといわれる。

祭典の興行物女相撲は意外な人気をよんだ。しかし一方では祭典警備に当たっていた滝川消防組員と、江部乙屯田兵との間に小さなことから喧嘩となり意外な方面に発展して、消防組頭宅を襲撃破壊したり警察分署に押し寄せるといふ珍事を招いてしまった。幸いに札幌連隊区司令部副官の仲裁によりことなきを得た。

なお記念行事の詳細については明らかでない。

十代 石 沢 龍 治

石 沢 龍 治



嘉永元年一月十四日山形県羽前国西田川郡鶴岡町大字家中新丁三番地

石沢清兵衛の長男として生まれる。石沢家は大泉藩に三〇〇石をもつて御側御用人として勤めていた。幼年時に同藩致道館に漢学を学び武道に励み、廃藩後に旧藩公に従い鹿兒島造士館において洋式兵法を学んだ。戊申の役には秋田口に出役、その後山形県後田山で開墾に当たった。

明治八年開拓使に招かれ札幌桑園の開墾に当たったこともある。

明治二十三年の屯田兵募集に当たり、長男泉太郎に士族を継ぎ、志願させて一家を挙げて滝川に來住し北滝の川の兵村三六〇番(東六丁目)に入植した。

石沢は養蚕事業を志して蚕種製造業を起し、自身で各府県を巡り販路の拡張につとめた。

明治三十二年十月二十三日第十代目滝川戸長に就任、三七歳の時である。三十四年四月二十日までの一年六カ月間在任した。その他蚕業伝習所長等の職についたが、家業も順調に進んで晩年は一切を子息に譲った。悠々自適風雅三昧の生活を送るようになり、碁仙会を起して後進者の指導に当たり、また漢字、書道をよくして当地方では有名であった。大正五年三月十三日当時の滝川町空知通りで死亡したが、その死亡謹告の新聞見出しに「滝川の雅人逝く」と記されている。

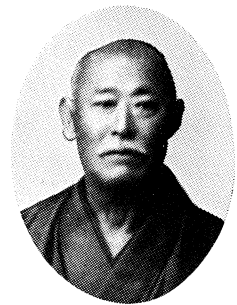
行年六八歳であった。

任期中の主な動き

△明治三十三年▽二月二十五日滝川村農会創立。三月石狩川橋鉄橋架橋着工。

△明治三十四年▽二月一日旭川区裁判所滝川出張所(登記所)となる。

## 十一代 菊地 竹治



菊地 竹治

安政二年十月七日秋田県十二所に田中孫兵エの三男として生まれた。明治四年の廃藩置県以後に北海道江差に移住し、菊地教之助の長女タツと結婚して菊地姓となった。

明治三十三年十一月市來知ほか三村(幌内・幾春別・沼貝村)第十五代戸長、同三十四年四月二十日滝川村十一代戸長、(在職六カ月)、同年十月三十一日退任して沼貝村(現美唄市)第七代戸長、三十七年一月十日古宇郡神恵内村ほか二カ村戸長となり、三十九年三月に退職した。その後、網走町に転住し、また小清水村などで郵便局長を勤めたが、昭和七年三月八日小清水村大字止別村字小清水市外地裏通四番で死去、行年七七歳。

注 従来滝川町史・市史等には「菊地竹次」と記載されて来たが、戸籍調査(三笠市・網走市の除籍謄本)で「竹治」が正しいことを判明した。

任期中の主な動き

△明治三十四年▽六月二十五日乃木希典中将來村し井上包太郎宅訪問。九月七、九日石狩川・空知川氾濫。

乃木將軍の來村 明治三十七、八年の日露戦役に第三軍を率い

旅順攻撃にあたった乃木希典大將はあまりにも有名であるが、この戦役前の明治三十四年六月二十五日、その親戚にあたる、滝の川東三丁目井上包太郎(当時第二小学校訓導)宅を訪問した際のでんまつを記した井上氏の遺稿を抄録したものである。

乃木將軍は曩に台湾總督をし、再び第十一師團長に補せられたが其の後北清事變の際一二の部下將校に分捕事件と云う、不正行為を敢てした者ありしを深く恥じ、自ら監督不行届の致す所となし、陛下に對し奉り申訳なしとして責を引て退職を願ひ、待命を仰付られ暫く那須の開墾地に田園生活をして居られた事は、世人の能く識れる所でありますが、恰度其の頃の事であった。

即ち時は明治三十四年六月二十五日、当日校長工藤謙次氏旅行不在中の事として自分は本来尋常四年が受持であったのに、隣室の高等三年四年の複式をも掛持したる事として、其の多忙は何とも譬え様がなかつたのである。

其の時恰かも、初年級受持の村上訓導が突然走つて来て、只今何処かの人がやつて来て井上先生に逢いたいと云うから、一寸来て呉れ給えと云うので「今は授業中であるからと云つて暫く待たして置いてくれ給え」と云つて自分は其の儘教授を続けていたのであった。それも能くある児童の入学を乞わんとする父兄であろうと思つたからであつた。

すると間もなく村上氏再び来て早くと催促するので、止むを得ず児童に復習を命じておいて、直ちに玄関へかけつける途中廊下の中程にて、ピツタリ出つくわしたのであつたが髯はぼう／＼たる五十恰好の粗末な洋服（背広）姿の人、其の數歩前に其の人の顔が自分の眼に映じた咄嗟の瞬間に於て、自分は忽ちこんな事を感じた「ハ、アこれは何時ぞや見た蜂須賀農場の支配人でないか、さもなば其の教会の宣教師かな」と、然るに先方から口を開いて「あなたが井上先生ですか」と、自分は其の時「大切な忙しい時に邪魔されるな」と云う感じが多少心の底にあつたので、まさか有名なる乃木將軍が、親戚を愛する熱情より態々悪路を冒して遙々尋ねて下さつたとは、神ならぬ身の知る由もなく、況や小人の哀しさに吾心の不平を他に遷さんとする態度を以て何時になき傲然たる口調にて只「そうです」と答えたのみであつた。

すると先方では「乃木希典ですが……」とさもうれしそうな温かき態度を以て、言いかげられた時、自分は忽ち恥しいやら、うれしいやら懐しいやら、実に何とも形容のできない雜感が一時に湧いて来た「あつそうですかこれは失礼致しました。ようこそおいで下さいました。さあ先づこちらへ、どうぞ／＼」と職員室へと案内し一方直ちに「小使々々」大声叱叱して小使を呼び金盥に水を取らせる等、其の周章狼狽加減こそ笑止千万であつたと思われた。（中略）

其の日は折悪く午前八時頃より、猛烈な大雷雨であつたので、殆んど名状すべからざる無類の悪路であつた。

それで將軍は泥まみれの長靴を脱がれる時に手を少々よごされたので、早速潔めの水を捧げたのであつた。

斯くて直ちに椅子を勧め初対面の挨拶より種々の對話に移つたのであつた。

將軍は先づ開口一番「おはあさんは御丈夫ですか。其の他皆さんは、実は先年お手紙を戴いた時から何時か折を見て是非一度御訪ねしたいと思つて居りましたが、近頃少しく暇が出来たので旭川に少々用事があるのを幸い、今日は是非御伺いしようと思つたのであります」「それは誠に有難い仕合せです。そうして今日はどちらからお出掛けになりましたか」「今日は旭川から来ました、滝川の二ノ坂の学校へは滝川駅よりも江部乙の方が便利と聞いて、江部乙から下りて来たのです」と。嗚呼夫れを聞いた時、自分は將軍の熱烈なる愛情に一層感激を深くしたのであつた。（中略）

將軍は言葉を改めて「それでは是れから御宅を訪問しようと思ひますが、どちらの方ですか」「それはどうも苦勞様でございます。実は私が御案内申上げるのが至当ですが、前申し上げた通り校長が不在なので、掛持ちをやつて居る場合ですから今日は此処で御免を蒙ります。併し私の宅はこれから三百五十間南に行かれますと三丁目と云う十字路があります。それから東に曲りて約三百間北側六軒目の、兵屋で門柱に蚕種製造人『井上五郎』と大きく記した標札が掲げてありますから直ぐお判りになります」と精しく教えてあげたのである。

そうして席を立とうとされた時、各教員はそれ／＼教室から出て職員室へと集つて来た。そこで自分は一同に向い「一寸諸君に御紹介しますが、此の方は東京の親類乃木さんであります」と云つて互い黙礼して室を出て玄関に見送つて別れたのであつた。かくて自分は序に、流し場に立寄り室に戻つて見ると職員は一同総立となり、眼を丸くして大評定中であつた。甲「おい君今のは誰だつて……あれは乃木さんと云つたじやないか」乙「僕も慥かそう聞いたと思つたが一体どういふ人だらう……」丙「僕は有名な乃木將軍だと思つた（中略）」「だつて乃木將軍と云えば男爵ではないか、よし来らるゝとしても一人位の随行者はありそうなものだ。殊にあんな質素な服装ときてはよもや華族さんではあるまいよ……」などと疑問百出、口角泡を飛ばして、混戦に花を咲かして居る真最中、自分が入つて来たのを見るや、異口同音に「今の人は誰だつたら

う」と質問の矢をあげられたのである。そこで自分は「あれは曾って台湾総督を勤められた乃木中将さ……」と答えたら一同何れも其の余りに意外なりに驚き呆然として、暫し無言の状態に鎮りかえったのであった。其の内一人が口を開き「アノ困ったな……失敬した……若しそれと始めから知ったならもう少し物の言い様もあったろう……そうして児童に一場の軍事講話でも願ったらよかったのに……あゝ残念な事をした。一体井上君の紹介の仕方がよくないではないか……將軍とか閣下とか一言添えて貰ったなら余計な心配もいらぬのに……」と怨めしそうにいった。(中略)

「兎に角偶然にもかような赫々たる名士が特に当校を訪問せられた事は、実に本校の歴史に没却すべからざる無上の光栄である。それについては井上君は、此の光輝ある珍客に対して十分の待遇をせられねばならぬ、教授は如何にも大切には相違ないが、それは毎日の事であり、取返しは後からいくらも出来るが、乃木さんが見えたと言ふ事は実に千載の一遇であるから、本来なれば君が親しく兵屋まで御案内せらるゝのが当然である。

然るに君は元來責任を重んじ過ぎる方だから、こんな事になったのは止むを得ない事ではあるが、此の場合そんな遠慮はいらない、後は僕等が引受けたからは君は一刻も早く、乃木さんに追いついて精々待遇をしてあげなさい」と云うと一同も之に賛同して、「早く早く」と親切にせき立てられる儘「では宜しく頼む」の一言を残して自分は一生懸命に跡を追駆け、漸く家門に達した頃は恰度將軍が屋内に一足入れられた計りの時であった。

それから、賓客として待遇をなすべく家族総動員して昼餐を提供して、二時間ばかり休憩の後、一家一門滝川停車場に御見送り申上げ、汽車一声歓喜の中に御帰京の途に上らせられたのであった。

△「井上包太郎遺稿」原文のまま▽

井上包太郎遺稿に対して多少異なった内容を述べている重野孝三(注、井上包太郎の同僚重野政孝の長男、昭和五十四年現在七七歳東京都新宿区新宿一丁目在住)によると次のとおりである。

乃木將軍の北海道極秘の視察

(前略) 日露間の風雲急を告げる明治三十四年六月、北海道滝川村立滝川第二小学校の玄関に「ごめん」といって現れた人物は、鳥打帽に木綿カスリの着物

に袴を着用し、手に風呂敷包をもった中老の紳士であった。小使が走って出るに「井上先生はいるか」「ハイ、いらっしやいます、御授業中です」「そうか、困ったのう」「授業の終るまでお待ち下さい」職員室の片隅に坐して待たされた。

やがて休憩時になって井上先生がやってくる。「やあ、井上さんか。乃木ちゃ。婆さん達者かの」井上先生は突然の来訪に驚きあわてた。下野校長も、乃木という声を聞いて、おどろいてやってくる。

重野政孝もかねて聞いていた乃木中将とあって御挨拶を申し上げたり、お粗末な取扱をわびたりした。井上先生の母堂と乃木閣下は従妹関係で生活をともにしたこともあったとは聞いていた。

「井上先生、授業は重野君に頼んで、閣下を御案内して帰ってよろしい」と校長がいうと「いやいや、公務は大切ぢや。授業が終わるまでここで待っている」……校長と重野がお相手して、屯田兵の状況、開拓の苦勞話を申し上げた。

授業が終わって井上先生は乃木將軍をご案内して校庭に出た。坂の上から、屯田兵屋が点々と見えるところに立ちどまって、人員数など問われた。やがて左方の練兵場横にさしかかると「井上さん、右の方の山は何という名か。あの山の向うは日本海か、山を越す道があるか。」井上先生は山名も道も全く知らなかった。

「川は石狩川か」「ハイそうです」川の深さは？渡渉できるかの質問にも答えることができなかった。

乃木閣下は路傍の北方性の雑草も珍らしく思われて一つ一つ草の名を尋ねられたが答えられなかったとは筆者(注、重野孝三)に直接井上先生が話された。漢学者の先生の御存知ないのは当然であったろう。「学校の先生は郷土の山や草を知らないのはよくないな」といわれたと後年私に語られ、冷汗がでたよといわれた。

滝川屯田東三丁目の兵屋の玄関に入って「婆さん、乃木ちゃ。達者かの」「おやおや、よくおいでぢやった」私服の乃木さんの突然の来訪に驚き、なつかしそうに涙ぐんで迎えた。

二人は久しぶりの面談に、婆さんは涙でくしゃくしゃになった顔を押しさえて、どんな用件できたのかと問うと、返事をしないで、「晩ご飯は、ヒエメンでよい」といわれた。「家はヒエがないから麦めしぢや」「それはご馳走。お

かずはいらん。あるものでよい」町まで買出しは遠いことを察したのでないか。

二人は積るお国の話で夜中まで。

次の日は早朝に起きて、何処に行くとも告げないで、滝川駅の方角だけを尋ねて立去った。

察するに、敵の上陸して来るかも知れない地形を、全く秘密裡に見聞するため私服で来たのではないかと思われた。

翌明治三十五年一月八甲田事件、日本軍の対露訓練は最盛期にあった。明治三十七年二月、日本は露国に宣戦を布告する。

井上包太郎氏の母堂津奈子さんは、乃木將軍とは従妹に当たる間柄であったが、一方は草深い北海道に移住したので、將軍は小閑を得て旭川にきたのを幸い、わざわざ井上家を訪問し、幼な友達の津奈子さんとも久々の対面のうえ郷里のことや、北海道のことなどを楽しく語り帰京したのであった。このことがあって三年後津奈子さんは死去したので、將軍はこれを悲しみせつせつたる弔辞を井上家に贈られたという。

乃木大将の書翰

拝啓 昨年十二月今年二月両度の御手紙難有拝見仕候未だ御目通り不仕候得共

目出度御高齡弥御健勝之段慶賀此事ニ奉存候 私儀ハ一昨年九月出陣 清国

ニ相渡リ候以来今日ニテハ台湾ニ在陣罷在候処 時々各地ニ出張仕候事故御手

紙モ延着御返詞モ延引ニ相成候段恐入候 御尋子ノ赴キ別紙略葉相認メ差出申

候間御一覽被下度御尊母ハ正敷私之伯母ニ御当リ被成候得バ御前様ニハ私共御

從兄弟付ニ有之候 幸便之節ハ高行方ニモ御手紙差廻シ可申存候 右御請迄草

々

時候御厭ヒ御自愛之程奉祈上候

二十九年三月二十三日

於台湾島台南城内 乃木 希典

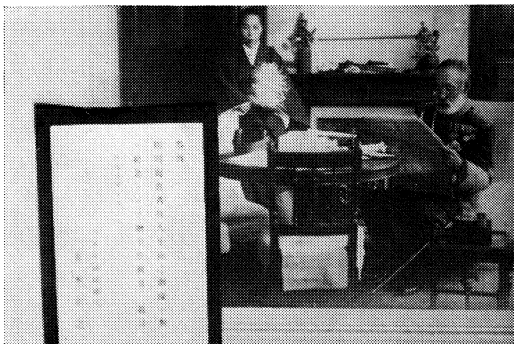
井上津奈子様

拝啓 朝夕秋冷之候御満堂御揃被成御多祥之段大賀申上候 過般推参之節ハ諸

頓首敬具

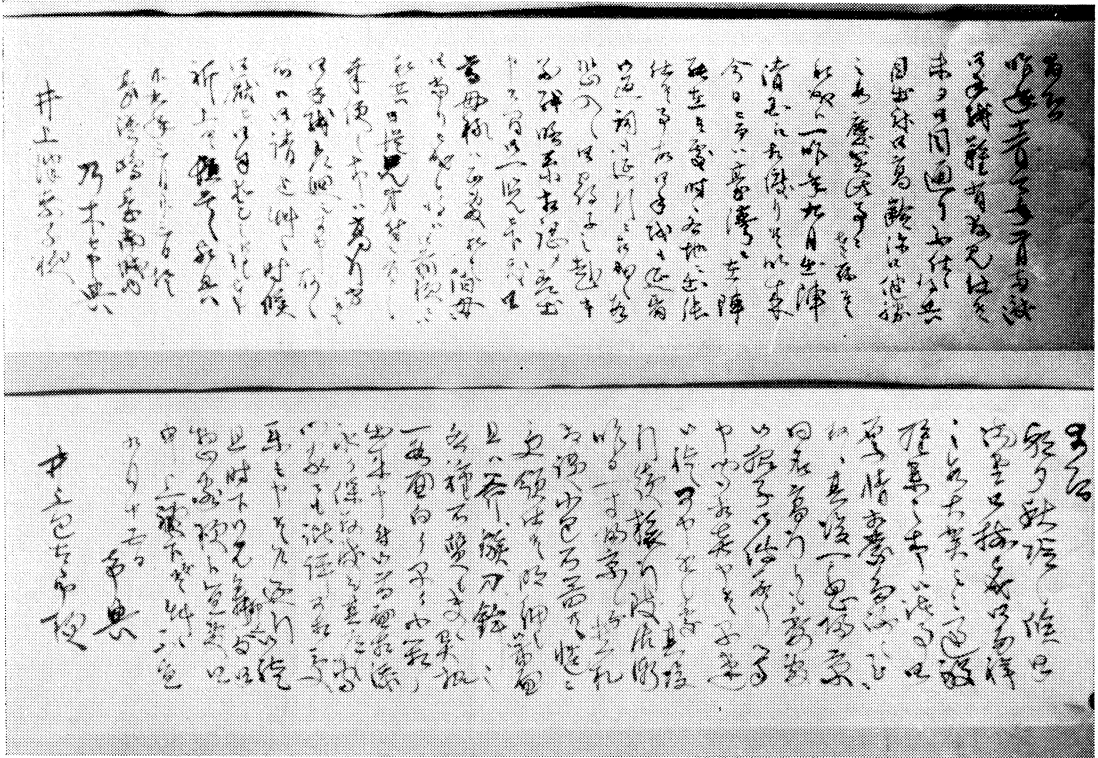


井上包太郎



乃木希典夫妻 親戚に送られた写真

事御厚情 相蒙多謝之至存候 其後一応婦京 同名高行にも委敷御様子御伝声  
等申聞相喜申上候 早速御礼可申上候処 其後引続き旅行致居り漸昨日一寸婦  
京候而貴礼拝読 小包石器共謹に受領仕候 明細之御書面且は斧鋏・刀・鉾等  
々各種石質も夫々閑協一段面白う早々小箱の出来申に付御書面相添永く保存致  
し其道の専門家にも批評可相受参上申候 乍延引御礼且時下御見舞申上度  
御惣客様に宜敷御申上被下度候  
九月十五日  
井上包太郎様  
草々不宜  
希典



乃木將軍自筆の書翰

十二代 今井 勇 吉



今井 勇 吉

慶応元年七月二十二日福井県吉田郡岡保村殿下に生まれた。

代々床屋の家であるが、早くから

志を政治に樹て奔走した。明治三十

一年七月、杉田定一が北海道庁長官

に赴任すると、ただちにその跡を追って渡道し北辺に志を樹て、つ

いに余市の戸長、次に岩見沢村戸長、村長を明治三十二年八月から

三十四年六月まで勤め、続いて明治三十四年十月三十一日滝川村戸

長に就任した。歴代戸長の中では一番長い期間を勤め、任期中に二

級町村制を施行し、初代村長となった。

任期中の主な動き

△明治三十五年▽ 三月石狩川橋鉄橋竣工。十月江部乙巡查駐在所設置。

△明治三十六年▽ 一月一日御料局滝川出張所設置(四十一年十二月三十一日廃止)。八月二十一日滝川神社を一ノ坂に奉遷。同月二十三日奈江

村が砂川村と改称。十二月十五日無限責任滝川蚕桑社信用組合設立。

△明治三十七年▽ 三月無限責任滝川第一購買販売組合設立。八月一日滝川青年実業団設立。同月七日屯田兵第七師団充員召集。九月北辰小学校増築竣工。

△明治三十八年▽ 八月二十日公立滝川消防組設立。二月・八月に屯田兵日露戦争に出征。十一月屯田兵凱旋婦郷始まる。

二級町村制を迎える滝川村の概況

明治三十八年一月の殖民公報に、滝川村の概況が次のように記載されている。当時の滝川の概要がうかがえるので次にそれを掲げる。

村内に二ヶ所の停車場がある。南にあるを滝川停車場といい官設鉄道の起点で岩見沢駅を距る二十六哩五分、札幌を距る五十哩八分、旭川に至る三十四哩六分である。北にあるを江部乙停車場といい滝川を距ること五哩四分である。この外に国道、里道があつて交通は便利である。又石狩川は舟楫の便あり殊に上流の農産物を蒐集するに便利である。(中略)

明治二十三年一月村名を附けて滝川村と云い同年六月士族三百四十八戸が屯田兵として移住し、二十二年十一月十津川移民の内屯田兵志願者九十二戸と併せて四百四十戸を第二大隊第三中隊第四中隊とした。この年郵便局、戸長役場、屯田兵大隊本部を置いた。二十四年番外地(市街地)の戸数三百に達し小市街をなした。その後附近の村落並に雨竜・上川兩郡の開拓に伴い滝川はその関門として日を追つて繁昌した。

明治二十七年五月福岡・石川・鳥取・和歌山・愛媛・島根外一府十四県から募集した屯田兵四百戸が来着し村の北部に内地した。これを第二大隊第五中隊第六中隊とした。同年警察分署、北海道地理課派出所が置かれた。

明治二十九年七月官設鉄道空知太旭川間の敷設工事があり当村はその起点となつたから著しく繁盛を呈せしが、三十一年七月旭川まで鉄道が開通し一時多量入り込みたる鉄道掛員、工夫等引払い当地にて取扱いたる貨物も亦多く汽車にて通過することとなり俄に衰退した。その後附近の開拓に従い住民の増加と産物の増殖とによつて漸次景氣を恢復するに至つた。

村を大別して三部とすることが出来る。空知太、滝の川、江部乙の三つで、空知太は村の南部で戸数約七百、その中に滝川市街を含む、市街は凡そ四百戸、戸長役場、郵便局、警察分署、御料局派出所、林務課派出所、区裁判所出張所、尋常高等小学校、札幌貯蓄銀行出張所、滝川倉庫会社、支店、共成株式会社支店その他多数の商店及び酒造家三、寺院三、開業医四、鍛冶屋十、写真店二、劇場二等があり商業最も盛んである。

滝の川は戸数約六百でその内四百戸は屯田兵である。尋常高等小学校、村医、藤川製糸場、三輪搾乳所、三ツ瀬木工場及九ヶ所の澱粉製造所があつた。又屯田兵で広い林園を持つてゐるものも少なくない。

江部乙は村の北部で其戸数略々滝の川に同じくらい。その内四百戸は屯田兵屋である。尋常高等小学校、郵便局、巡査駐在所、村医、停車場、寺院及五ヶ所の澱粉製造所等がある。江部乙市街地は数十戸密集し商家が多い。

全村の耕地は三千町歩余でその作付の三分の一は小豆である。次は菜種、裸麦、燕麦、馬鈴薯、黍、大豆、米、小麦でその作付は百町歩から三百町歩の間である。水田は近年江部乙に於て増加し、燕麦は師団の馬糧とし、馬鈴薯は澱粉製造業が興つて来たため大いに作付が増加してきた。

林檎は総反別百六十余町歩に達し年々汽車で輸出し或は近村に販売して巨額の収益をあげている。養蚕は本年飼育者春蚕二百九十一戸、取繭七十石、蚕種製造者十戸その内石沢泉太郎は五千枚以上を製し、山形、宮城、福島その他各県に輸出している。

三輪搾乳所は一ヶ年約六十石の牛乳を産し村内や隣村に販売した。藤川製糸所は本道地方費の補助を受けて昨年創設した所で、五十人繰の機械製糸場である。その外坐繰器械を以て製糸している者は外に数戸ある。馬鈴薯澱粉製造業は本年は増加して十四戸となり、その産額も十数万斤に達する景況であつた。

本村の商人は割合に根柢堅くその商業区域は本村は勿論新十津川、雨竜、音江、芦別、砂川、歌志内の各村にまたがり各地の産物は概ね本村商人の手で纏めてこれを小樽に出し、又各諸村の需要品はこれを小樽から仕入れて各村に配給していた。昨三十七年七月から三十八年六月に至る十二ヶ月間に於て滝川、江部乙兩停車場から輸出した農産物は小豆六万四千八百九俵、菜種三万五千七百三十九俵、蕎麦二万七百二十五俵、小麦一万八千九百五十俵その他雑穀合計一万四千二百六十四俵、澱粉十三万斤、林檎三十七万斤弱、生繭三万八千斤余である。以て村の概況が知られよう。

## 第六節 二級町村制時代

滝川村は明治三十九年四月一日から二級町村制を実施することになった。

北海道で初めて一級町村制を施行したのは、明治三十三年七月のこと、岩見沢村、大野村など一五町村であつた。時勢の進転に伴ない行政施設及び自治制度の促進に努め、明治三十五年四月には六